

すくすくサポートプランむつ

(案)



青森県 むつ市

平成27年2月

目 次

第1部 序 論	1
第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 策定体制	3
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	4
第2章 本市の現況	5
1 人口・世帯	5
2 人口動態	6
3 産業構造	8
第3章 子ども・子育てを取り巻く環境	9
1 保育所（園）の状況	9
2 小中学校の状況	13
3 子育て家庭の状況（アンケート結果概要）	16
4 子ども・子育て支援の課題の整理（案）	22
第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	24
1 基本理念（案）	24
2 家庭・地域・事業者・行政の役割（案）	25
第5章 計画の着実な推進に向けて	26
1 計画の推進体制	26
2 計画の達成状況の点検・評価	26
第2部 施策の展開（案）	27
第1章 子どもの健やかな成長を支える	27
1-1 家庭の子育て機能の強化	27
1-2 地域の子育て機能の強化	28
1-3 教育・保育の充実	30
1-4 発達支援・療育体制の充実	33
1-5 思春期保健対策の推進	35
第2章 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る	37
2-1 児童虐待防止対策の強化	37
2-2 心のケア・相談体制の充実	38
2-3 防犯対策の推進	39
2-4 事故防止対策の推進	40

第3章 安心して子どもを生き育てられる環境をつくる	41
3-1 母子保健の充実	41
3-2 食育の推進	42
3-3 小児医療体制の強化	43
3-4 相談支援体制の強化	43
3-5 経済的支援の充実	44
3-6 安心して子育てできる生活環境の整備	45
3-7 ひとり親家庭支援の充実	46
第4章 仕事と生活の調和の実現を促す	47
4-1 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の推進	47
4-2 多様な教育・保育サービスの提供	48
第3部 子ども・子育て支援事業計画	49
第1章 計画期間における見込みの考え方	49
1 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方	49
2 児童数及び子育て家庭の今後の見通し	53
第2章 教育・保育提供区域の設定	56
1 教育・保育提供区域の考え方について	56
第3章 教育・保育施設の充実	59
1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	59
2 教育・保育の一体的提供の推進（案）	62
3 教育・保育施設の質の向上（案）	63
4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	63
第4章 地域子ども・子育て支援事業の充実	64
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	64

第 1 部 序 論

第1部 序 論

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成11年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

むつ市においては、平成26年度までを計画期間とした「次世代育成支援地域行動計画」を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

こうした中で、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は依然厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として「むつ市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

（参考）子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことを目指す。

- ◎ 乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。
- ◎ 保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

（内閣府「基本指針（案）」の要約）

（参考）次世代育成支援対策推進法の改定概要

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。

（厚生労働省資料）

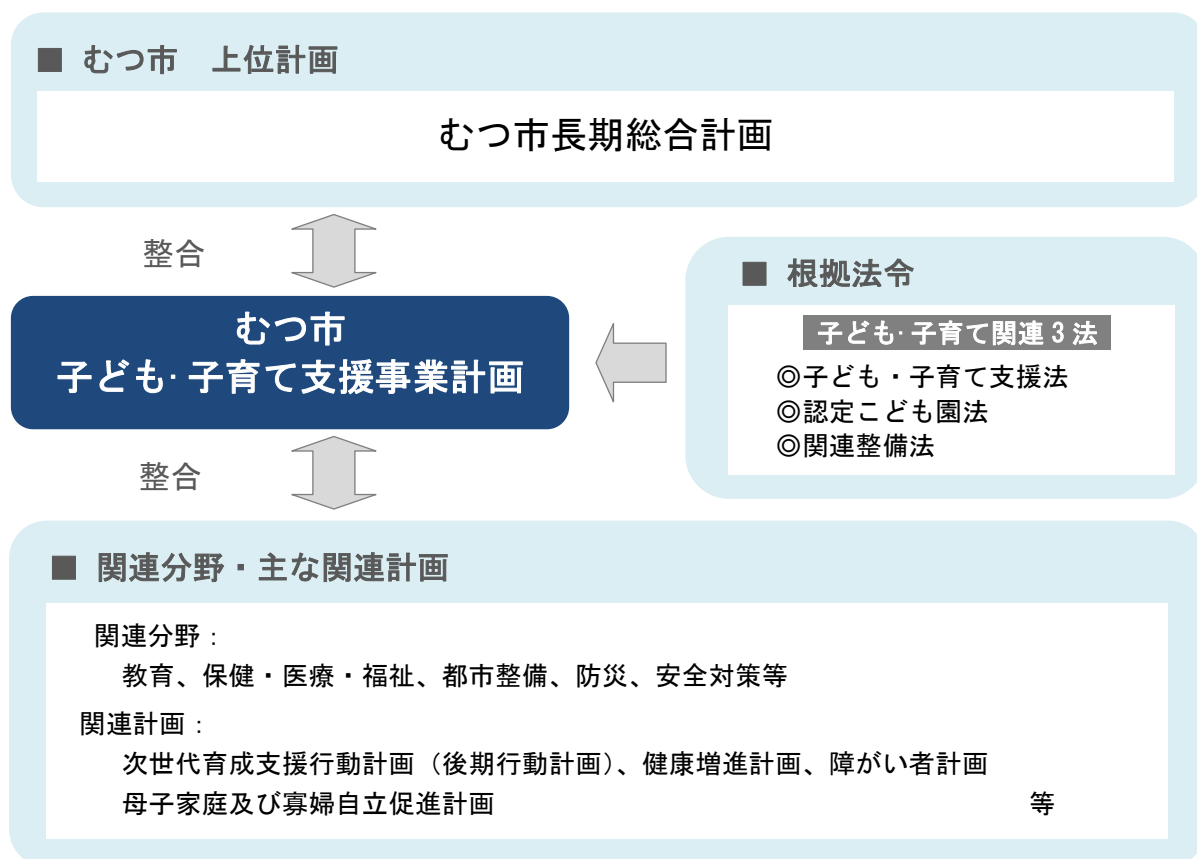
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、むつ市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

策定にあたっては、これまで進めてきた「次世代育成支援対策行動計画」における取り組みについても、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえて、同時にさまざまな分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

図表 計画の位置付け

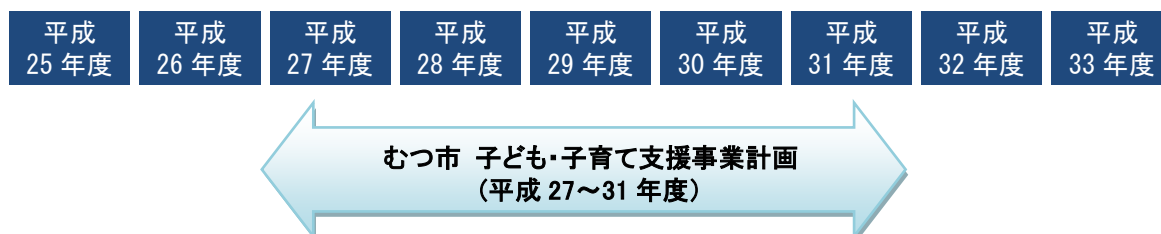


3 計画期間

本計画は、法の施行の日から5年を1期として作成します。

そのため、計画期間は平成27年度～平成31年度の5年間とし、直近の現状を踏まえた適切な補正を行います。

図表 計画期間



4 策定体制

計画策定にあたっては、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を計画改定に反映するよう努めました。

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「むつ市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(2) アンケート調査（就学前児童の保護者、小学生の保護者）の実施

本計画策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者を対象として、次のことを把握するアンケートを実施しました。

- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。
- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

図表 アンケート調査実施概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	3,108 票	1,276 票	41.1%
	小学生	1,504 票	739 票	49.1%
調査期間	平成25年12月			
調査方法	郵送による配付・回収			

5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 新制度の目的

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく新たな制度であり、平成27年度（平成27年4月）から施行されます。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記2法に伴う児童福祉法等の改正）



平成27年4月 施行（新制度スタート）

(2) 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

① 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種 類	対象事業
(ア) 施設型給付（※）	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ) 地域型保育給付（※）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 児童手当	—

※（ア）施設型給付、（イ）地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付。（子ども・子育て支援法19条）

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

② 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

1) 利用者支援に関する事業	8) 一時預かり事業
2) 地域子育て支援拠点事業	9) 延長保育事業
3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	10) 病児・病後児保育事業
4) 乳児家庭全戸訪問事業	11) 放課後児童健全育成事業
5) 養育支援訪問事業	12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
6) 子育て短期支援事業	13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
7) 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	

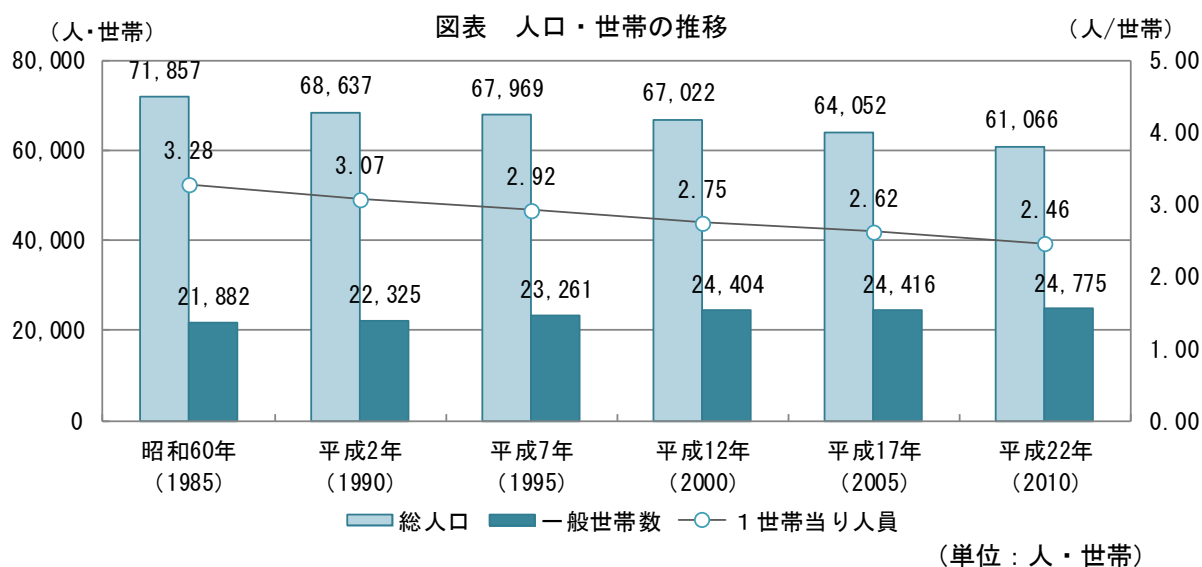
第2章 本市の現況

計画策定にあたって、本市の現況は次のとおりです。

1 人口・世帯

昭和60年以降の国勢調査における本市の総人口の推移をみると、減少傾向にあり、平成22年では、61,066人となっており、平成17年からの5年間で、2,986人（年平均約600人）減少しています。

一方、世帯数は平成22年で24,775世帯と増加の傾向にありますが、1世帯当たりの人員は、2.46人と減少しており、核家族化、小家族化が進んでいることがうかがえます。



区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
総人口	71,857	68,637	67,969	67,022	64,052	61,066	
年齢別	年少人口	17,379	14,531	12,166	10,593	9,408	8,190
	生産年齢人口	46,974	45,096	45,058	43,746	40,373	37,140
	老年人口	7,504	8,988	10,745	12,683	14,271	15,414
一般世帯数	21,882	22,325	23,261	24,404	24,416	24,775	
1世帯あたり人員	3.28	3.07	2.92	2.75	2.62	2.46	
高齢化率	10.4%	13.1%	15.8%	18.9%	22.3%	25.2%	

※ 総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっています。

資料：国勢調査

2 人口動態

人口動態をみると、自然動態（出生・死亡）については、死亡者数が出生者数を上回り、自然減が続いています。

また、社会動態（転入・転出）では、年度による増減はありますが、転出者が転入者を上回り、社会減が続いています。

人口動態全体の推移から、近年自然減、社会減が続いていることから、人口減少及び少子化の進行していることがうかがえます。

図表 人口動態（自然動態・社会動態）の推移

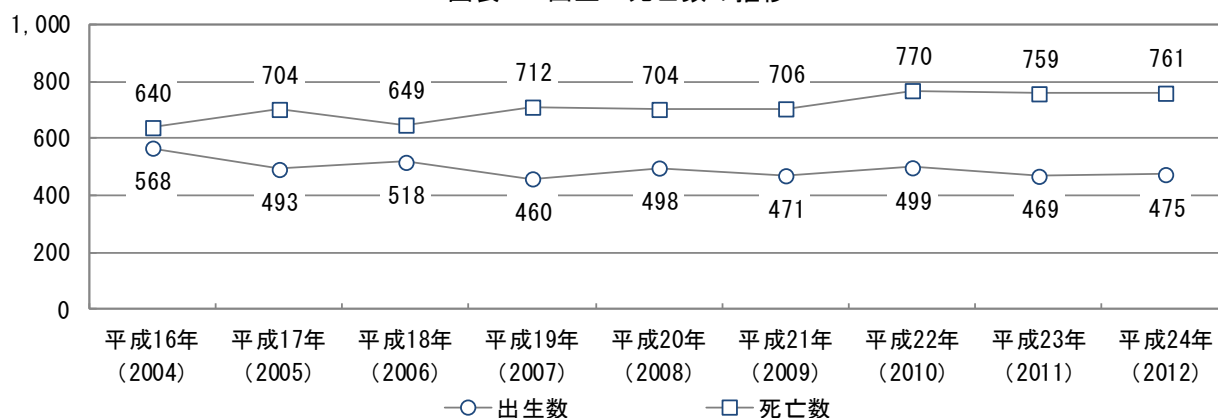
年次	自然動態			社会動態			増減
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成16年	568	640	△ 72	2,981	3,547	△ 566	△ 638
17年	493	704	△ 211	2,552	3,241	△ 689	△ 900
18年	518	649	△ 131	2,519	3,063	△ 544	△ 675
19年	460	712	△ 252	2,478	3,236	△ 758	△ 1,010
20年	498	704	△ 206	2,726	3,085	△ 359	△ 565
21年	471	706	△ 235	2,503	2,749	△ 246	△ 481
22年	499	770	△ 271	2,581	2,816	△ 235	△ 506
23年	469	759	△ 290	2,530	2,624	△ 94	△ 384
24年	475	761	△ 286	2,255	2,682	△ 427	△ 713

資料：人口動態調査

(1) 出生・死亡数（自然動態）の推移

平成16年以降の出生・死亡数（自然動態）の推移をみると人口の増加要因である出生数はやや減少、減少要因となる死亡数はやや増加傾向にあり、出生・死亡数の推移による人口の増減は年平均で217人の減少となっています。

図表1 出生・死亡数の推移



区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数	568	493	518	460	498	471	499	469	475
死亡数	640	704	649	712	704	706	770	759	761

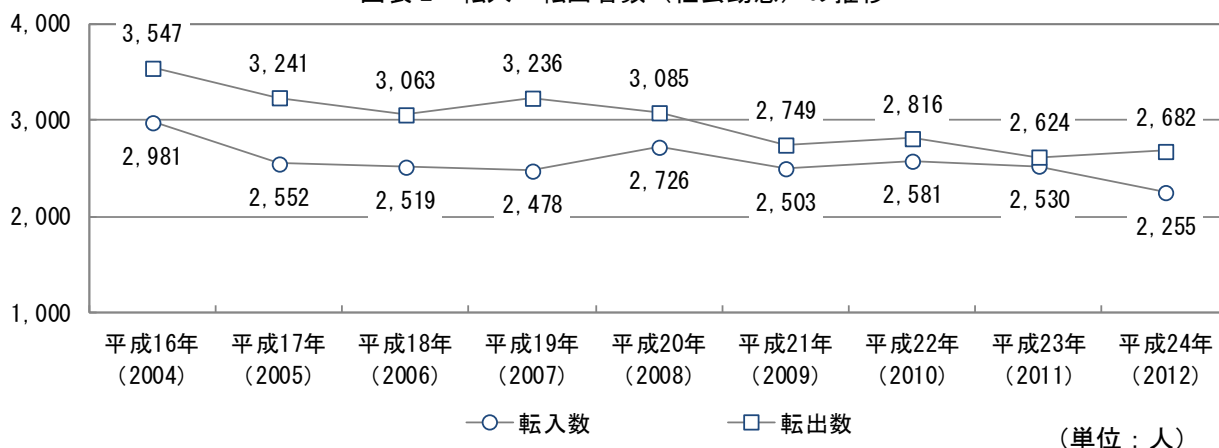
資料：人口動態調査

(2) 転入・転出者数（社会動態）の推移

本市は企業の営業所及び国の機関等があり、転入・転出者数が多い特徴があります。

平成16年以降の転入・転出者数（社会動態）の推移をみると、人口の増加要因である転入者数を減少要因となる転出数が上回る推移となっており、転入・転出者数の推移による人口の増減は年平均で435人の減少となっています。

図表2 転入・転出者数（社会動態）の推移



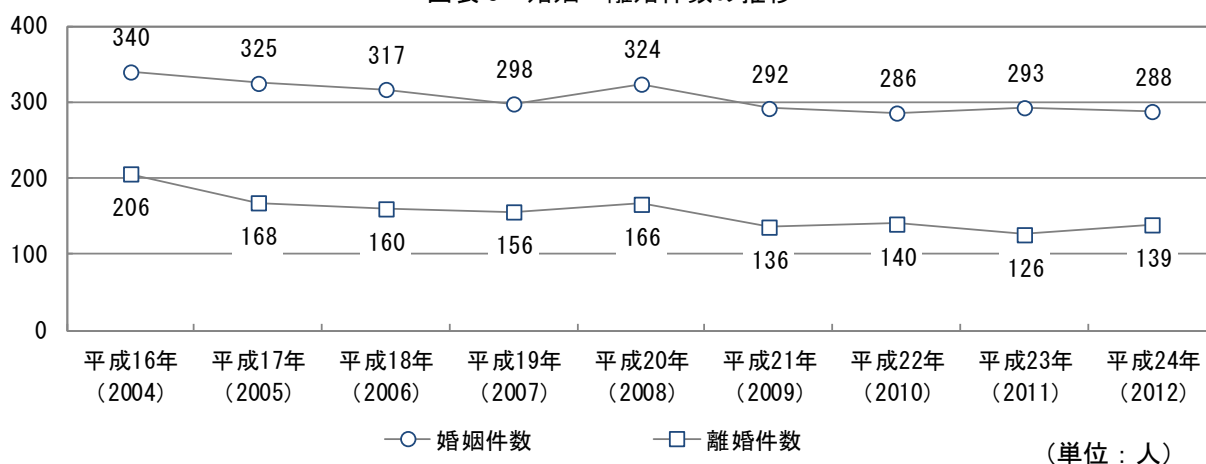
区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
転入者数	2,981	2,552	2,519	2,478	2,726	2,503	2,581	2,530	2,255
転出者数	3,547	3,241	3,063	3,236	3,085	2,749	2,816	2,624	2,682

資料：人口動態調査

(3) 婚姻・離婚件数の推移

平成16年以降の婚姻・離婚件数をみると、期間における平均婚姻数は307件、離婚件数は155件となっています。

図表3 婚姻・離婚件数の推移



区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻件数	340	325	317	298	324	292	286	293	288
離婚件数	206	168	160	156	166	136	140	126	139

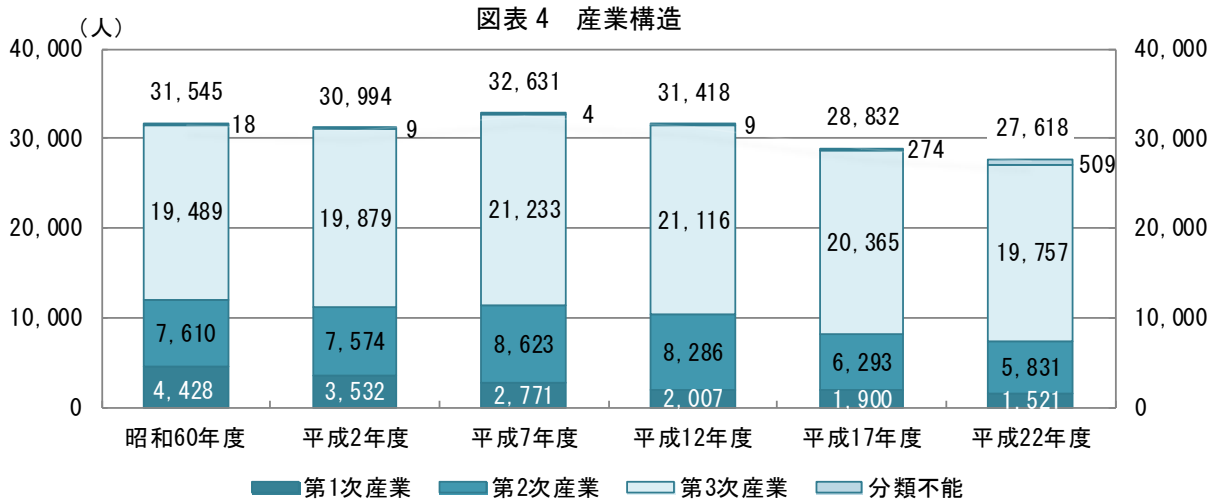
資料：人口動態調査

3 産業構造

本市は、商業・サービス業の第3次産業を中心とした消費都市的な性格を有し発展しています。

第1次産業は、地勢的条件から、農・林・水産のすべてが存在するという特性を持っており、第2次産業はやや減少傾向にあり、第3次産業は平成22年度で全就業者の71.5%を占めています。

国勢調査による本市（全体）の産業別（大分類）就業人口は、次のとおりです。



区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
就業者数	31,545	30,994	32,631	31,418	28,832	27,618	
産業別	第1次産業	4,428	3,532	2,771	2,007	1,900	1,521
	第2次産業	7,610	7,574	8,623	8,286	6,293	5,831
	第3次産業	19,489	19,879	21,233	21,116	20,365	19,757
	分類不能	18	9	4	9	274	509

資料：国勢調査

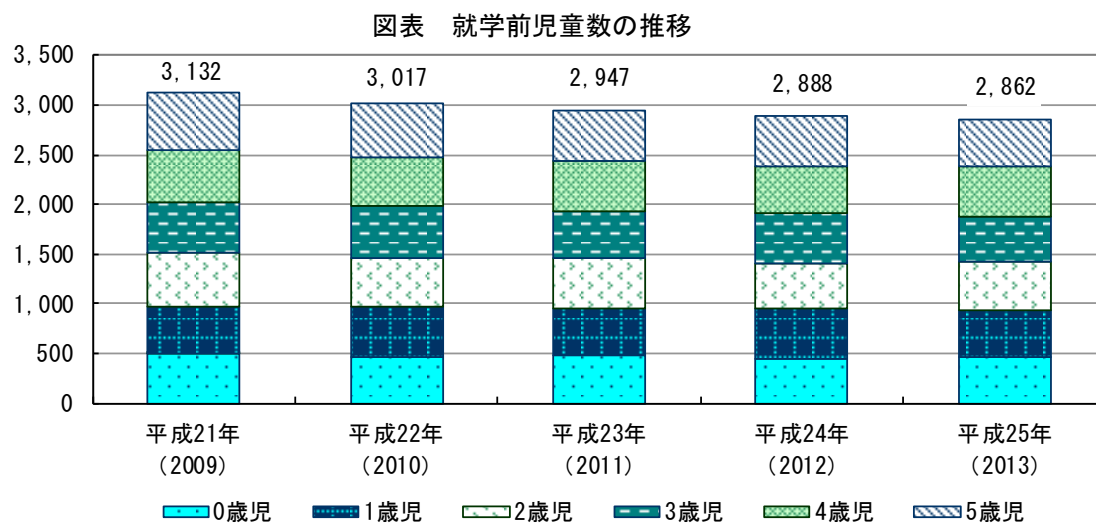
第3章 子ども・子育てを取り巻く環境

本市の子ども・子育てを取り巻く環境として、保育所（園）の入所児童数、小中学生児童数及び放課後児童クラブの利用状況、アンケート調査による子育て家庭の状況等についてまとめます。

1 保育所（園）の状況

(1) 就学前児童数の推移

平成21年以降の本市の就学前児童（0～5歳児）の推移状況は、毎年減少傾向にあり、平成25年4月1日現在の就学前児童数は2,862人となっています。



(単位: 人)

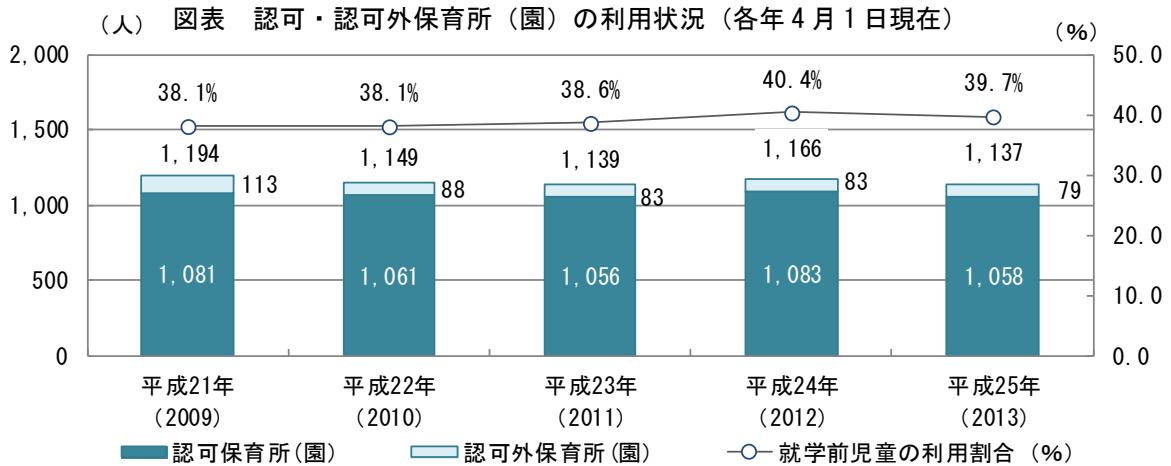
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳児	494	457	490	449	474
1歳児	486	511	467	503	459
2歳児	529	493	498	460	500
3歳児	511	523	486	497	454
4歳児	536	497	504	472	500
5歳児	576	536	502	507	475
合計	3,132	3,017	2,947	2,888	2,862

資料: むつ市

(2) 認可・認可外保育所（園）の利用状況

平成21年以降の認可・認可外保育所（園）の利用状況をみると、認可保育所（園）では1,050～1,100人が利用しており、70～100人が認可外保育所（園）を利用しています。

市全体で各年1,100～1,200人の就学前児童が認可・認可外保育所（園）を利用しており、利用している保育児童数は、就学前児童の約4割を占めています。



(単位：人・%)

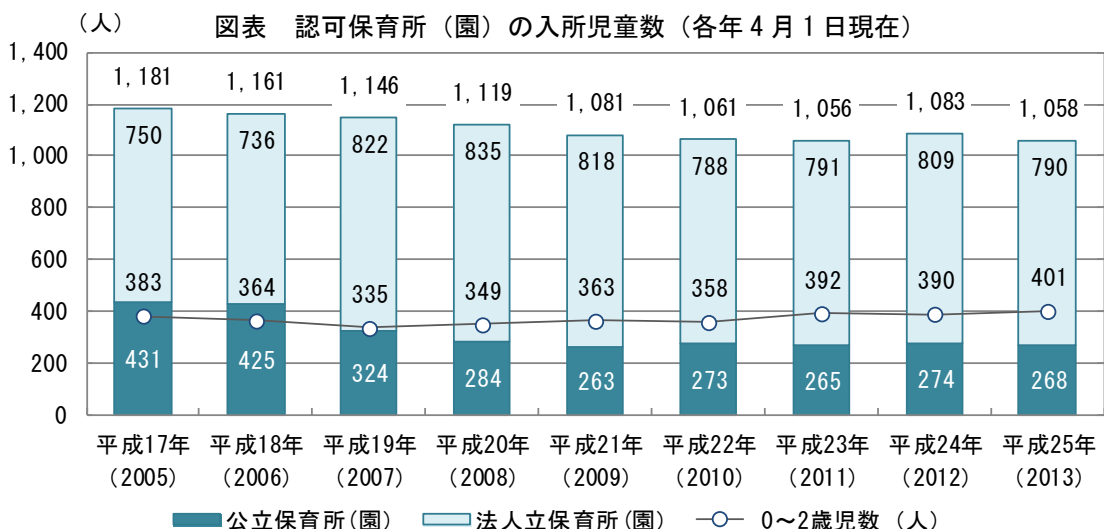
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
認可保育所（園）	1,081	1,061	1,056	1,083	1,058
認可外保育所（園）	113	88	83	83	79
保育児童数合計	1,194	1,149	1,139	1,166	1,137
就学前児童の利用割合	38.1	38.1	38.6	40.4	39.7

資料：むつ市

(3) 認可保育所（園）の入所児童数

平成17年度以降の入所児童数は各年での増減はあるものの、期間全体としては減少傾向にあり、平成25年4月現在の入所児童数は1,058人となっています。

一方で、0～2歳児数は、平成20年以降増加傾向にあり、平成25年4月現在の0～2歳児の入所児童数は401人となっています。



(単位：人)

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
公立保育所(園)	431	425	324	284	263	273	265	274	268
法人立保育所(園)	750	736	822	835	818	788	791	809	790
保育児童数合計	1,181	1,161	1,146	1,119	1,081	1,061	1,056	1,083	1,058
合計内、0~2歳児数	383	364	335	349	363	358	392	390	401

※入所児童数に広域入所(受託・委託)児童は、含まれていません。

資料：むつ市

図表 各保育所(園)の入所児童数(詳細)

		平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
公立	新町保育所	77	80	76	72	64	70	68	72	81
	横迎町保育所	76	77	73	65	68	82	80	78	67
	柳町保育所	106	92	—	—	—	—	—	—	—
	緑町保育所	58	55	60	48	43	46	48	51	50
	第一川内保育所	20	19	14	—	—	—	—	—	—
	大畑中央保育所	94	102	101	99	88	75	69	73	70
法人立	近川保育園	61	53	63	53	45	36	41	46	39
	並木保育園	67	66	65	64	64	69	67	70	69
	海の子保育園	67	66	63	67	65	65	56	68	70
	白百合保育園	102	99	102	102	103	102	102	103	103
	小川町第二 白百合保育園	57	66	66	68	69	69	69	69	69
	ゆきのご保育園	131	125	128	126	131	124	130	136	137
	大平保育園	101	102	101	101	95	99	103	105	101
	柳町ひまわり 保育園	—	—	79	91	93	103	103	103	110
	エビナ保育園	79	80	83	89	82	66	68	65	52
	あすなろ保育園	49	55	53	54	52	42	41	37	37
脇野沢保育園	36	24	19	20	19	13	11	7	3	

資料：むつ市

(4) 各認可保育所（園）及び幼稚園の概要

市内のほとんどの保育所（園）において、乳児・障がい児・延長保育サービスを実施しており、一時保育については、大畑中央保育所1箇所のみが実施しています。

各認可保育所（園）の充足率については、むつ市全体で94.6%となっています。

また、幼稚園については、全ての施設で預かり保育サービスを実施しています。

図表 各保育所（園）の概要及び平成25年における定員数及び充足率

		開 所 時 間	受 入 月 齢	乳 児 保 育	障 が い 児 保 育	延 長 保 育	一 時 保 育	子 育 て 支 援 セ ン タ ー	定 員	平 成 25 年 充 足 率
公 立	新町保育所	7:30～18:30	生後6ヶ月以降	○	○	○			90	90.0%
	横迎町保育所	7:30～18:30	生後6ヶ月以降	○	○	○			90	74.4%
	緑町保育所	7:30～18:30	(※)1歳児から		○	○			60	83.3%
	大畑中央保育所	7:30～18:30	生後6ヶ月以降	○	○	○	○	○	90	78.9%
法 人 立	近川保育園	7:00～18:30	生後6ヶ月以降	○	○	○			60	65.0%
	並木保育園	7:00～18:30	生後6ヶ月以降	○	○	○			60	115.0%
	海の子保育園	7:00～18:30	生後6ヶ月以降	○		○			60	116.7%
	白百合保育園	7:00～18:30	生後6ヶ月以降	○		○			90	114.4%
	小川町第二白百合保育園	7:00～18:30	生後6ヶ月以降	○	○	○			60	115.0%
	ゆきのご保育園	7:00～18:30	生後6ヶ月以降	○		○			120	114.2%
	大平保育園	7:00～18:30	生後6ヶ月以降	○	○	○		○	90	112.2%
	柳町ひまわり保育園	7:00～18:30	生後6ヶ月以降	○	○	○		○	100	110.0%
	エビナ保育園	7:00～18:30	生後2ヶ月以降	○	○	○			70	74.3%
	あすなる保育園	7:15～18:30	生後6ヶ月以降	○	○	○			60	61.7%
	脇野沢保育園	7:30～17:30	生後2ヶ月以降	○	○				20	15.0%
									1,120	94.6%

図表 各幼稚園の概要

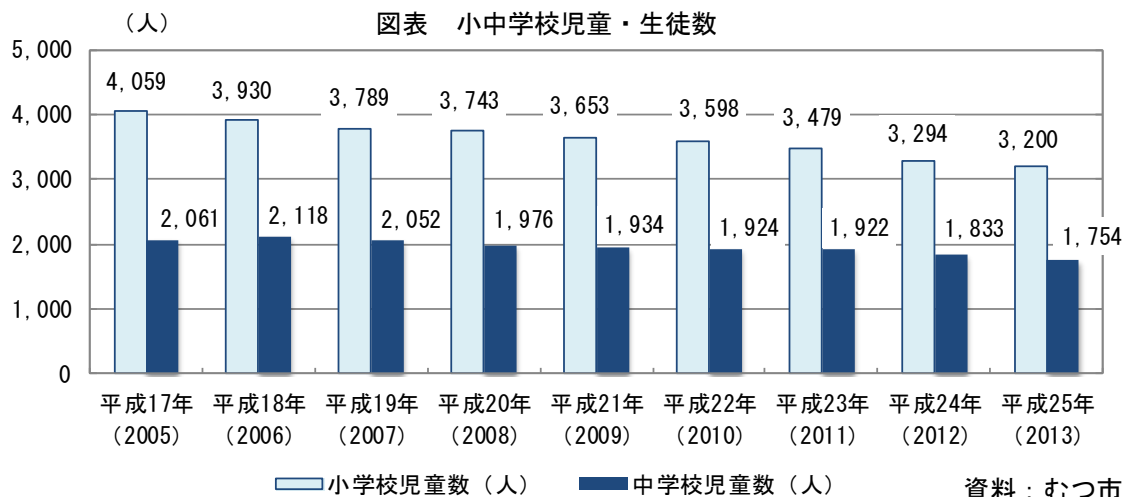
		登 園 時 間	降 園 時 間	預 か り 保 育	土 曜 登 園	定 員	入 園 児 数	入 園 率
大湊幼稚園		8:00	14:00	○	○ 希望により	220	70	31.8%
大湊カトリック幼稚園		9:00	14:00	○	○ 希望により	140	67	47.9%
こぼと幼稚園		9:30	13:30	○	○ 希望により	200	60	30.0%
星美幼稚園		10:00	14:00	○	○ 希望により	160	143	89.4%
田名部カトリック幼稚園		9:00	14:00	○	○ 希望により	90	70	77.8%
あたご幼稚園		9:00		○	○ 希望により	80	31	38.8%
むつひまわり幼稚園	幼稚園	10:00	14:00	○	○ 希望により	160	156	97.5%
	保育	7:00	18:30					
こすもす幼稚園	幼稚園	9:00	15:00	○	○ 希望により	80	46	57.5%
	保育	8:00	16:00					
合計						1,130	643	56.9%

資料：むつ市

2 小中学校の状況

(1) 小中学生児童・生徒数

本市には、小学校が13校、中学校が9校あり、生徒数は減少傾向となっています。



図表 各小学校の児童数推移

(単位：人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
第一田名部小学校	585	538	515	522	503	494	473	448	433
第二田名部小学校	646	656	647	631	631	625	614	567	543
苫生小学校	659	623	610	609	603	619	591	588	579
第三田名部小学校	248	255	267	277	289	291	296	286	265
関根小学校	73	71	64	70	77	73	65	66	57
烏沢小学校	30	25	22	(※関根小へ統合)					
奥内小学校	74	77	72	77	67	65	66	53	57
大平小学校	662	664	606	637	612	596	573	555	560
大湊小学校	200	186	189	206	195	189	190	185	180
城ヶ沢小学校	49	43	40	40	39	45	34	(※大湊小へ統合)	
角違小(中)学校	17	19	18	(※大湊小へ統合)					
川内小学校	—	—	—	—	—	—	191	171	176
第一川内小学校	193	189	184	206	190	186	(※川内小へ統合)		
桧川小学校	30	26	17	(※第一川内小へ統合)					
宿野部小学校	9	6	2						
蛸崎小学校	17	13	12						
第二川内小学校	20	17	16	15	14	9	(※川内小へ統合)		
大畑小学校	342	331	327	298	300	293	273	272	261
正津川小学校	66	65	62	58	51	42	49	45	40
二枚橋小学校	16	11	15	12	9	11	10	10	8
小目名小学校	4	4	5	(※大畑小へ統合)					
関根橋小学校	6	4	4						
脇野沢小学校	113	107	95	85	73	60	54	48	41
合計	4,059	3,930	3,789	3,743	3,653	3,598	3,479	3,294	3,200

図表 各中学校の生徒数推移

(単位：人)

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
田名部中学校	716	760	755	758	726	735	748	756	746
むつ中学校	269	305	313	273	255	248	275	259	254
関根中学校	69	62	64	61	60	50	41	35	34
近川中学校	60	58	45	37	39	42	40	38	29
大平中学校	321	325	312	309	336	337	354	320	290
大湊中学校	143	137	129	120	114	107	100	92	98
角違中学校	11	10	6	(※大湊中へ統合)					
川内中学校	149	159	147	140	134	132	118	105	87
大畑中学校	244	236	218	220	210	215	196	185	183
脇野沢中学校	79	66	63	58	60	58	50	43	33
合計	2,061	2,118	2,052	1,976	1,934	1,924	1,922	1,833	1,754

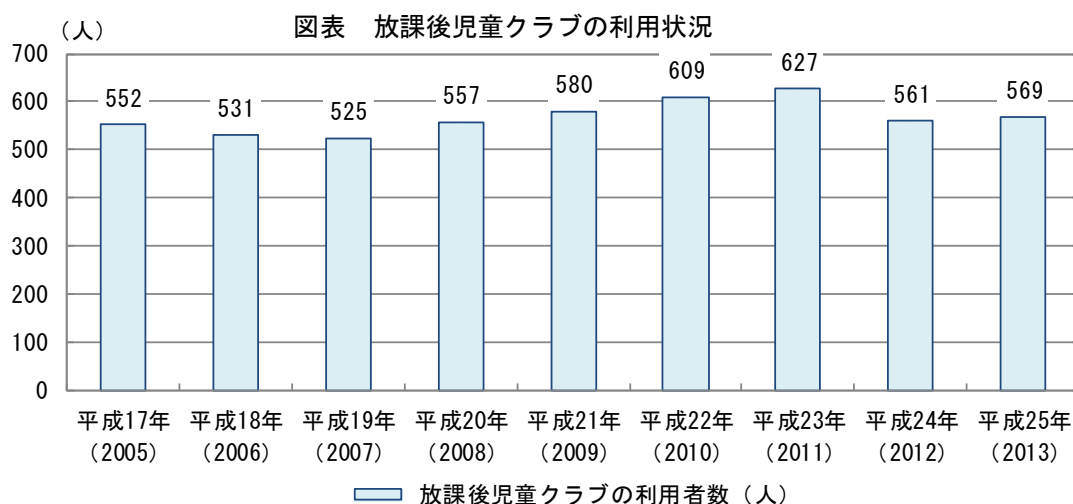
資料：むつ市

(2) 放課後児童クラブの利用状況

本市では、下校後保護者がいない小学生を対象とした放課後児童健全育成事業としたなかよし会や放課後児童クラブ、安全で安心な子どもの活動拠点としての放課後子ども教室などを実施しています。

近年では平成23年の利用者数が最も多くなっています。

なお、平成25年における充足率（市全体）は、87.5%となっています。



(単位：人)

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	定員	充足率 (H25)
放課後児童クラブ	552	531	525	557	580	609	627	561	569	650	87.5%

資料：むつ市

図表 放課後児童クラブの利用状況（詳細）

（単位：人）

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	定員	充足率 (H25)
第一田名部小学校 なかよし会	72	76	73	82	84	90	96	81	81	90	90.0%
第二田名部小学校 なかよし会	76	80	85	93	100	105	94	99	86	90	95.6%
第三田名部小学校 なかよし会	35	38	36	34	42	40	44	33	42	50	84.0%
苦生小学校 なかよし会	87	84	77	90	75	85	87	89	97	90	107.8%
大平小学校 なかよし会	79	62	70	67	91	97	98	100	97	80	121.3%
大湊小学校 なかよし会	30	26	33	24	21	21	23	23	26	30	86.7%
奥内小学校 なかよし会	21	23	17	21	18	18	20	10	10	20	50.0%
関根小学校 なかよし会	11	9	8	9	24	24	17	7	12	30	40.0%
第一川内小学校 なかよし会	22	22	16	20	20	25	—	—	—	—	—
川内小学校 なかよし会	—	—	—	—	—	—	31	27	32	30	106.7%
中島児童館 放課後児童クラブ	74	76	74	82	80	86	102	80	78	90	86.7%
湯坂下児童館 放課後児童クラブ	24	15	23	16	6	3	—	—	—	30	0.0%
正津川児童館 放課後児童クラブ	21	20	13	19	19	15	15	12	8	20	40.0%

資料：むつ市

3 子育て家庭の状況（アンケート結果概要）

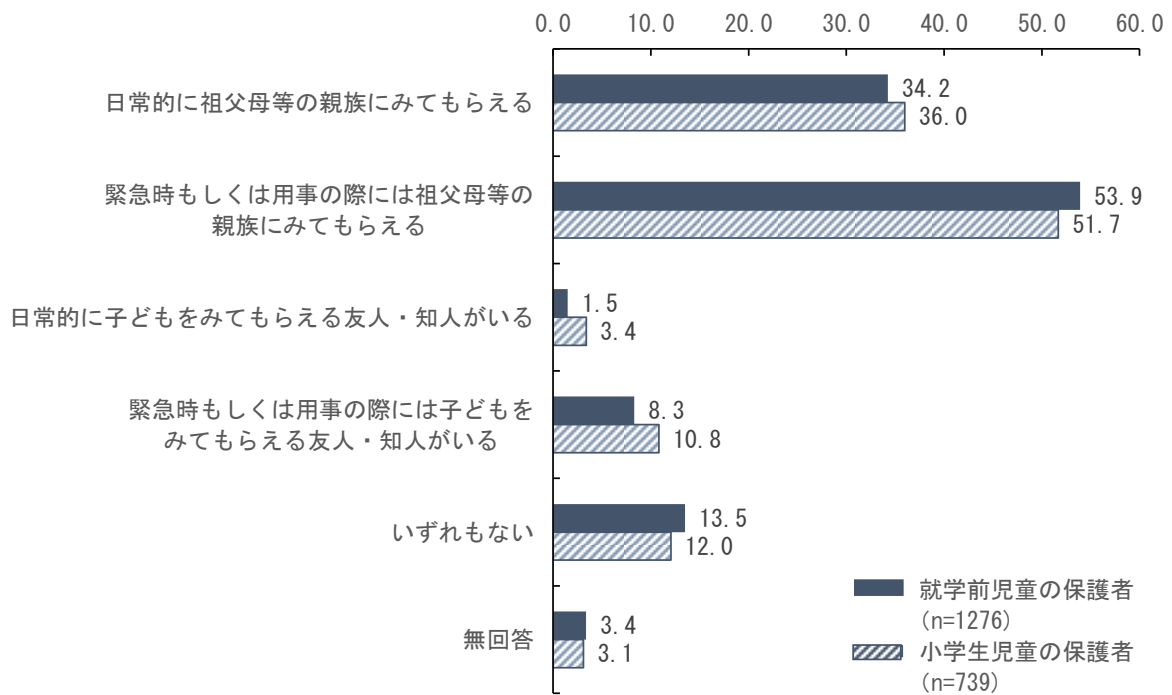
アンケート調査から、本市の子育て家庭の状況を次のように整理します。

（1）子どもをみてもらえる状況（就学前児童・小学生児童）

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の状況を見ると、就学前児童のいる家庭では、日常的にみてもらえる割合が3割（34.2%）、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が5割（53.9%）、小学生児童のいる家庭では、日常的にみてもらえる割合が4割（36.0%）、緊急時や用事の際はみてもらえる割合が5割（51.7%）となっており、いざというときの預かりや子育て相談など、子育て家庭を支える環境にあります。

一方で、お子さんを預かってもらえるとしては、「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭（13.5%）、小学生のいる家庭（12.0%）ともに1割を占め、地域での孤立が懸念されます。

図表 子どもをみてもらえる親族・知人の状況



資料：アンケート調査

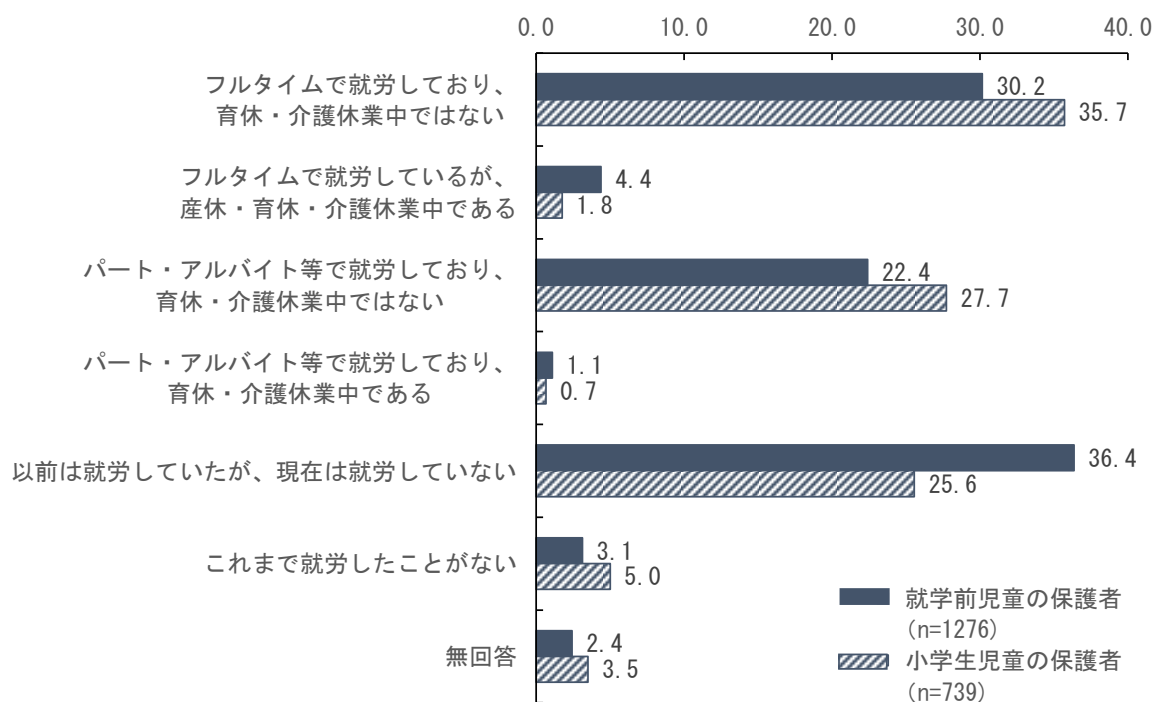
(2) 母親の就労状況・就労意向（就学前児童・小学生児童）

- ◎ 回答のあった母親の就労率は、就学前、小学生保護者ともに6割程度となっています。
- ◎ 現在就労していない母親の2割が“就労したい”と回答しています。

現在は育休、介護休業中の方を含めた母親の就労状況として、就学前児童の保護者では、「就労している（フルタイム）」（34.6%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（23.5%）を合わせた就労率は6割（58.1%）、小学生の保護者では、「就労している（フルタイム）」（37.5%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（28.4%）を合わせた就労率は6割強（65.9%）となっています。

また、現在就労していないが、すぐにでも、もしくは1年以内に就労意向のある潜在的な母親の就労意向は、就学前児童の保護者で24.6%、小学生の保護者で23.0%となっています。

図表 母親の就労状況



資料：アンケート調査

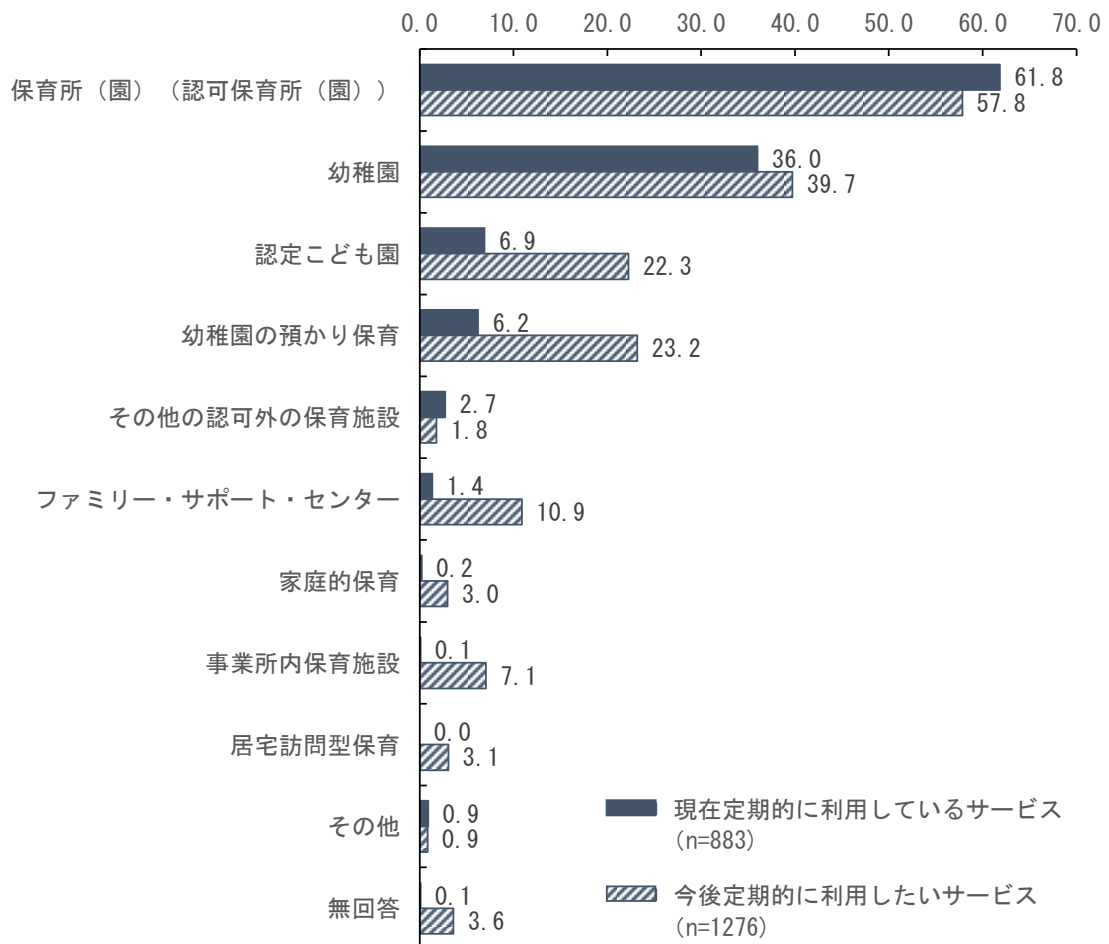
(3) 保育園・幼稚園等の利用状況・利用意向（就学前児童）

◎ 現在の主な保育園・幼稚園等の利用は「認可保育所（園）」及び「幼稚園」となっています。

就学前児童の幼稚園や保育所（園）を現在定期的に利用しているサービスとしては、「認可保育所」（61.8%）、「幼稚園」（36.0%）が多くなっています。

なお、現在の利用に関わらず今後定期的に利用したい事業としては、「認可保育園」（57.8%）、「幼稚園」（39.7%）、「幼稚園の預かり保育」（23.2%）、「認定こども園」（22.3%）、「ファミリー・サポート・センター」（10.9%）の順に利用意向を示しており、現状と比較すると、「認可保育園」、「幼稚園」、「認定こども園」等を基本に、「幼稚園の預かり保育」や「ファミリー・サポート・センター」等を組み合わせながら利用したい意向がうかがえます。

図表 保育園・幼稚園等の利用状況（現在・今後の利用）



資料：アンケート調査

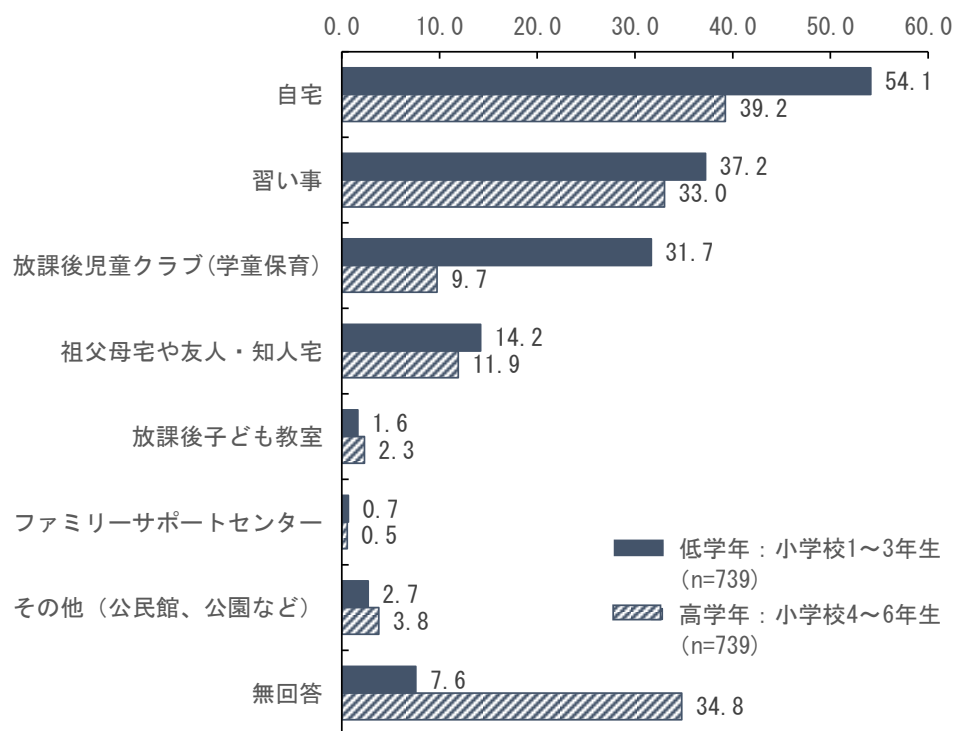
(4) 放課後の過ごし方（小学生児童）

- ◎ 小学生の放課後児童クラブの利用率は31.7%、来年度就学予定の児童を持つ保護者のうち、「利用したい」との回答は51.6%。
- ◎ 小学生児童の小学4年生以降の放課後の過ごし方としては、「自宅」、「習い事」の意向が上位。

小学生の保護者の望む放課後の過ごし方から、放課後児童クラブを「利用している」割合は、31.7%、「高学年になっても利用したい」とする意向は9.7%となっています。

また、小学生児童のいる家庭の高学年（小学4年生以降）の放課後の過ごし方については、「自宅」（39.2%）、「習い事」（33.0%）と回答した割合が上位に挙がっています。

図表 放課後の過ごし方（小学生児童）



資料：アンケート調査

(5) 子育てのしやすさ、子育てへの不安や悩み（就学前児童・小学生児童）

地域の子育てのしやすさについて、子育てしやすい（「そう思う」、「どちらかというと思う」）と回答した割合は、就学前児童の保護者（26.9%）、小学生の保護者（34.1%）であり、ともに3割前後となっています。

なお、子育てに関する不安や悩み（各項目「大いに思う」、「どちらかというと思う」割合）に関して、就学前児童の保護者は「自分の時間が十分にもてない」（51.6%）、小学生の保護者は「子どもの勉強や進学のことに関心がある」（53.0%）をそれぞれ最上位に挙げています。

図表（参考）子育てに関する不安や悩み（就学前児童・小学生の保護者：上位5項目）

順位	就学前児童の保護者		小学生の保護者	
	項目	(100.0%)	項目	(100.0%)
第1位	自分の時間が十分にもてない	51.6%	子どもの勉強や進学のことに関心がある	53.0%
第2位	子育てにかかる経済的な負担が大きい	49.8%	子育てにかかる経済的な負担が大きい	51.6%
第3位	子どもの勉強や進学のことに関心がある	39.7%	子どもの友だちとの関係に関心がある	41.4%
第4位	子どもの食事や栄養のことに関心がある	37.3%	自分の時間が十分にもてない	38.7%
第5位	子どもの病気や発育・発達のことに関心がある	35.0%	子どもとの時間を十分もてない	32.6%

(6) 地域の子育て支援について（就学前児童・小学生児童）

子育てをする上で近所や地域に望むこととしては、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」、「出会った時に気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」を就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに上位に挙げています。

図表（参考）子育てをする上で近所や地域に望むこと（就学前児童・小学生の保護者：上位5項目）

順位	就学前児童の保護者		小学生の保護者	
	項目	(100.0%)	項目	(100.0%)
第1位	子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい	73.8%	子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい	79.0%
第2位	子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい	58.5%	子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい	70.0%
第3位	出会った時に気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい	32.4%	出会った時に気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい	36.4%
第4位	子ども連れて交通機関や施設を利用する時に困っていたら手助けしてほしい	27.3%	子ども連れて交通機関や施設を利用する時に困っていたら手助けしてほしい	17.2%
第5位	緊急の用事などの時に一時的に子どもをあずかってほしい	14.6%	緊急の用事などの時に一時的に子どもをあずかってほしい	14.9%

(7) 市に望む子育て支援について（就学前児童・小学生児童）

◎ 就学前、小学生ともに「雨天時や冬期間の遊び場としての施設整備」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」、「費用の軽減」が上位。

市に対して充実を望む子育て支援策としては、「雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい」、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」、「保育所（園）や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」を、就学前、小学生の保護者ともに上位3位までに挙げています。

図表 （参考）市に望む子育て支援（就学前児童・小学生の保護者：上位5項目）

順位	就学前児童の保護者		小学生の保護者	
	項目	(100.0%)	項目	(100.0%)
第1位	雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい	74.8%	雨天時や冬期間の遊び場としての施設を整備してほしい	75.0%
第2位	安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい	56.0%	安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい	62.0%
第3位	保育所（園）や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい	55.4%	保育所（園）や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい	29.4%
第4位	育児休暇の取得促進など、企業に対して育児との両立環境の改善を働きかけてほしい	23.4%	育児休暇の取得促進など、企業に対して育児との両立環境の改善を働きかけてほしい	25.2%
第5位	地域の保育サービスを充実して欲しい	15.0%	子育てに困ったときに相談したり、情報が得られるセンターなどを作ってほしい	17.1%

4 子ども・子育て支援の課題の整理（案）

前項までの現況及び子ども・子育てを取り巻く環境をもとに、本市の子ども・子育て支援の課題を次のように整理します。

（１）子育て家庭のニーズを踏まえた保育・教育、子育て支援の提供

子育て家庭のニーズは、子育てをする親（女性）の社会進出の増加、雇用・就労形態の変化、さらには経済的な問題など、さまざまな要因が考えられますが、多様化する子育て家庭のニーズを踏まえた保育・教育、子育て支援の提供が求められています。

一方で、現在の本市での子育て家庭を取り巻く暮らしでは、アンケート調査結果からも同居・近居の親族による支援はみられるものの、少子高齢化の進行により、今後はこうした子育て環境にも影響が懸念されます。

また、本市は転勤等による転入者も多く、地域で孤立する子育て家庭の存在も想定されることから、保育・教育、子育て支援事業の提供にあたっては、アンケート調査にみられる潜在的なニーズを踏まえ、現行の子育てサービスの安定した供給に努めるとともに、利用者の必要性（ニーズ）について、引き続き充実に向けた検討が求められます。

（２）子どもの居場所・健全な育成の活動の場づくり

地域で健やかに育てるための支援となるためにも、まずは十分な保育の場・健全育成の場を確保し、子どもの成長とともに、地域との関わりが希薄になることがないよう、子どもたちの居場所・活動の場づくりに努める必要があります。

また、アンケートでは、地域に対して、保護の目が届かないところでの支援が求められています。

こうした点からも、地域で子ども達を「見守る」意識、万が一のときに対処できる「知識」の普及・啓発が重要となります。

（３）子育て・子育てを地域で支える

アンケート調査では、地域に対して、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」、「子どもが危険な目に遭いそうな時は手助けや保護をしてほしい」といった保護者の目が届かないところでの支援が求められています。

今後さらに少子化が進むことが予測されているなかで、子どもを育てる場は、子どものいる家庭だけが担うものではなくってきています。日頃から友人や近隣住民がその役割を認識し、協力し合えるような地域づくり・人づくりを推進し、これまでの育てのあり方からの転換を図ることが必要であり、そうした地域基盤のなかで、子育て支援サービスを効率よく活用し、安心して子育てのできる子育て生活様式（ライフスタイル）をめざす必要があります。

(4) 子育てに対する心身の不安や負担の軽減

アンケート調査では、自身の子育てに関して不安や負担感について「自分の時間を十分もてない」ことを上位に挙げています。

今後少子化が進行するなかで、地域の子育て家庭の減少や相談相手のいないこと等により、子育てに負担を感じる家庭はますます増加するものと思われます。

こうしたことから、負担を感じずに楽しく子育てのできる支援の充実がますます重要となります。

また、特に最近では、核家族化や母親の社会での孤立等によって、育児への不安や心理的負担が増加し、そのストレスが子育てに影響していると言われています。さまざまな子育て支援情報の発信とともに子育て相談や交流機会のあり方を工夫し、子育て家庭の抱える不安や悩みに対処できるような仕組みづくりが重要となります。

(5) 本市におけるワーク・ライフ・バランスの実現にむけて

母親の就労率をみると、母親の就労率は、就学前の保護者 6 割、小学生保護者 6 割強となっており、アンケート調査からも、働きながら子育てに取り組んでいる家庭も多くなっているなかで、住民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、社会的な責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会の実現が求められています。

こうした状況も背景として踏まえながら、子育てをしている家庭の親が、仕事を含めた多様な生活を選択できるよう、家庭・地域・行政が子育てに関して、それぞれ補完しあえる協力体制としての検討が必要です。

第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

子育てを支援していくためには、子どもの幸せを第一に考えると同時に、子どもを育てる親（保護者）や家庭が、安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりが、今後ますます重要となるとともに、子ども達の健全な成長が望まれます。

そのためには、保育サービスをはじめとする子育て支援の整備とともに、本市が子育て支援サービスや健全育成にむけた取り組みを総合的に推進する必要があります。同時に、住民（地域）も次代を担う子ども達を見守り、本市の豊かな自然環境や伝統を次代へ繋ぐといった役割を担うことが大切です。

1 基本理念（案）

いきいき、すくすく
みんなで育む むつの未来

（1）子どもの最善の利益の追求

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

（2）親としての成長の支援

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

（3）地域全体での支え合い

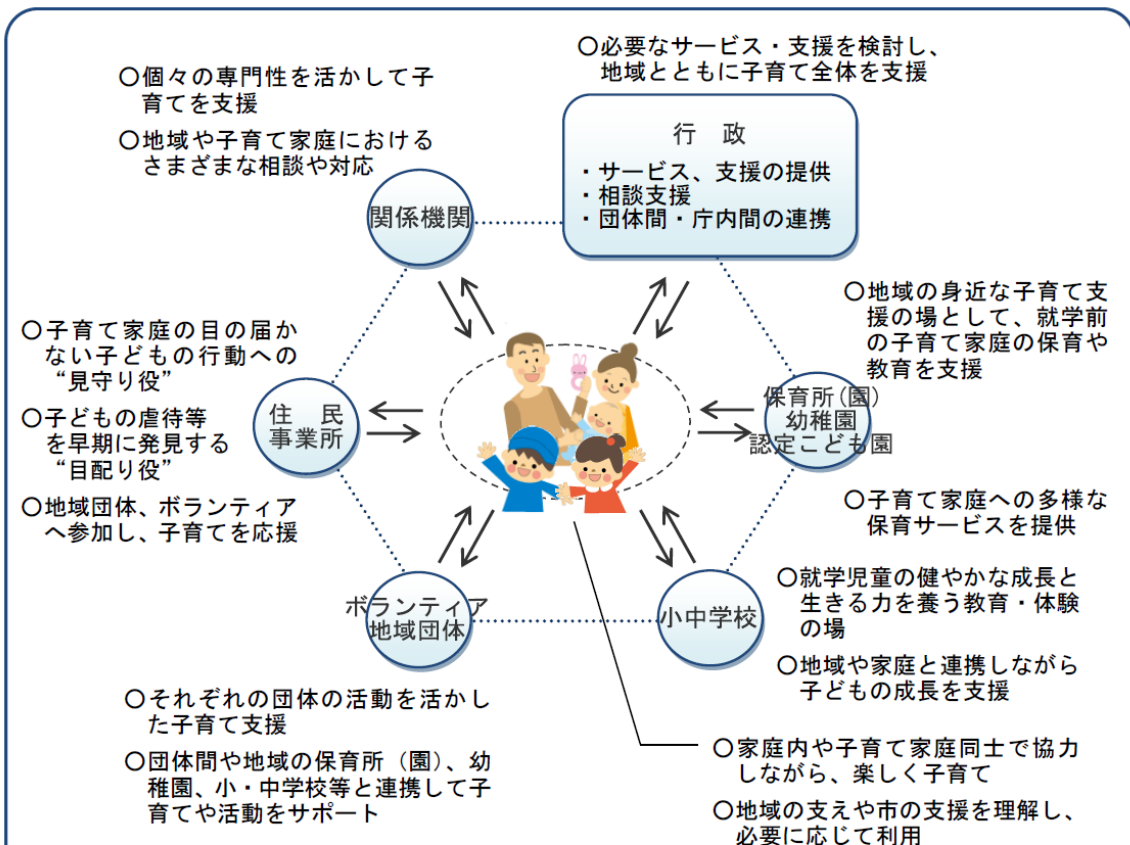
社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。

2 家庭・地域・事業者・行政の役割（案）

基本理念に示す本市の子育ては、子育ての主体である「家庭」だけでなく、「地域」や「事業者」等も大きな役割を担っています。

下図のように、市をはじめ地域のさまざまな人々や団体、施設等が、本市で子育てをする家庭や子どもの成長をみんなで育みます。

図表 家庭・地域・事業者・行政の役割（イメージ）



《 取り組み目標 》

【 子ども 】の目標：健やかに育つ

子どもが健やかに成長するため、家庭、地域、教育・保育施設が相互に連携し、社会全体で育む環境づくりを推進するとともに、子どもの人権と利益が最大限に尊重されるよう配慮した取り組みを進めます。

【 子育て家庭 】の目標：協力しながら安心して子育てができる

すべての親が、安心して出産や子育てができるよう、さまざまなサービスを受け、子育てや家庭教育について知識や情報を得られる機会づくりに取り組みます。

また、働きたい家庭の保護者が、協力し合いながら仕事と子育ての両立を選択できるよう、多様な教育・保育サービスの充実を図るほか、就労環境については、仕事と生活の調和について、事業所等への働きかけにも取り組みます。

【 地域・事業者 】の目標：子育てや子どもに関わる、見守る

子育てによる苦労や困難を分かち合いながら、地域全体で子育てに「あたたかく」かつ「積極的」に関わることにより、子どもや子育て家庭を脅かす、さまざまな不安や負担感の軽減を図るとともに、お互いが助け合いながら子育てのできる地域づくりを進めます。

第5章 計画の着実な推進に向けて

本計画の推進に当たっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

1 計画の推進体制

(1) 市民や地域・関係団体等との連携

地域における子育て支援を推進し、本計画を実効性のあるものとしていくためには、市が本計画に基づき、安心安全な子育て支援を着実に展開していくとともに、子育て家庭や地域・関係団体等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。

そのため、市広報やホームページ等の媒体や機会を通じて、積極的に計画の周知や啓発活動等を行うほか、子育て施策や母子保健活動、相談事業等を通じて、子育て家庭の意向を把握し、地域・関係団体等と十分に連携を図りつつ、計画での取り組みを推進します。

(2) 庁内における推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、多岐の分野にわたっており、全庁的な取り組みとして総合的・計画的に推進するため、庁内各関係部局と子ども・子育て支援に関する取り組みを共有し、連携を強化します。

そこで、関係各課と連携し情報の共有化を図り、改善すべき課題等の共通認識を持ち、本計画を推進していきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の達成に向けて、施策の進捗状況を定期的に点検・評価する等、着実な推進に努めます。

第2部 施策の展開

第2部 施策の展開（案）

第1章 子どもの健やかな成長を支える

1-1 家庭の子育て機能の強化

子育ての基本が家庭であることを認識し、保護者自身が子どもを教育する力を身につけることを支援し、家庭での教育のあり方や地域との結びつきを身につける機会づくりを促進します。

そのため、子育てのなかで陥りやすい不安や悩みの相談やリフレッシュの機会となるよう、地域に交流の場を設け、子育てに関する情報提供や、親同士の交流を図る機会、家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことへの意識啓発の提供に努めます。

また、子育てや家事などの家庭責任を男女がともに担い、支えあうことができる環境づくりをめざし、子どもを生き育てる意識啓発として、「第2次むつ市男女共同参画推進実施計画」に基づいて、さまざまな機会を通じた意識啓発や情報提供に努めます。

○子育てやしつけ等に関する知識、技術を習得する機会の充実

1-1-1：子育て情報の提供

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

各種の子育て支援サービス情報について、ホームページ等で子育てサービスに関する情報を提供しています。

1-1-2：家庭教育支援

担当課：教育委員会・健康推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

家庭教育の充実にむけて、小中学校等における情報提供の機会や相談、交流機会の実施方法を見直し、家庭教育の向上を図ります。

○子育て親子同士の交流・情報交換機会の充実

1-1-3：地域子育て支援拠点事業

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市内の保育所(園)で地域子育て支援センターを開設し、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。

今後も、内容の充実・情報の提供を図り、子育て支援の拠点としての活用を図っていきます。

○家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことへの意識啓発

1-1-4：男女共同参画啓発

担当課：市民連携広報課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

男女がお互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画意識を啓発するために、広報を行います。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけて、第2次むつ市男女共同参画推進実施計画を策定し、進捗状況を把握・検討していきます。

1-1-5：男女が協力して子どもを生み育てることへの意識啓発

担当課：市民連携広報課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義について周知を図るため、性別による固定的な役割分担意識や仕事優先の意識の見直しをはじめ、市民や事業所等へ労働時間、育児休暇の取得促進等の制度について、広報・啓発運動による周知を図ります。

1-2 地域の子育て機能の強化

子育てを家庭や地域社会全体で支えるためには、子育て家庭、地域の関連機関及び地域の人々との連携が必要です。

そのため、地域の一員として、地域で子ども達が健やかに成長し、家族のふれあいの輪を広げる場となるよう、子ども達が地域でさまざまな人々と関わりを持ちながら、健全に育っていくよう、地域活動や世代間交流、子育て支援に関わっている団体と連携して子育て家庭を見守り・支え合う子育て支援体制の構築をめざします。

○地域におけるさまざまな体験・交流機会の充実

1-2-1：子ども会活動支援

担当課：教育委員会

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子どもの自主性を尊重した子ども会活動の活性化を推進し、子ども会が行うボランティア活動や地区活動を支援します。

1-2-2：スポーツ少年団支援

担当課：市民スポーツ課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

スポーツを通じて個々の可能性や集団の中での積極性を養うため、スポーツ少年団での活動を奨励します。

1-2-3：芸術・文化活動支援

担当課：教育委員会

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の充実を図ります。

1-2-4：青少年体験学習

担当課：教育委員会

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

小中学生に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供します。

1-2-5：世代間交流

担当課：教育委員会・児童家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

世代間交流を通じて、地域で子ども達とのふれあいの機会を設けることで、地域全体で子ども達の成長を支える意識の醸成や子どもを育てていくことの意義や家庭の大切さを理解できるよう努めます。

1-2-6：保育所地域活動事業

担当課：児童家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

地域住民との世代間交流を始めとする保育所地域活動を、保育所（園）の実情に合わせて実施します。

○地域の人材を活用した学習機会の充実

1-2-7：放課後子ども教室事業

担当課：教育委員会

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

全ての子どもを対象に安全で健やかな居場所づくりを推進する目的で、地域の大人たちが放課後等に子どもたちを見守る体制をつくります。

実施にあたっては、児童家庭課と連携し、放課後児童クラブとの一体的な取り組みなど、活動のさらなる充実について検討します。

○子ども・子育て支援団体等の組織化、活動の活性化

1-2-8：民生委員・児童委員活動

担当課：児童家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

民生委員・児童委員及び主任児童委員による子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図ります。

○地域全体で子どもを育てていく地域力の強化

1-2-9：地域全体で子どもを育てていくことへの意識啓発 担当課：児童家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

地域のさまざまな団体や市民が連携して、地域社会全体で子育てを支援していくよう、子育てに関わる地域活動の紹介等を通じて、地域全体で子どもを育てていくことへの意識啓発に努めます。

1-2-10：子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

担当課：児童家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

地域において子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

また、地域で子育てを支援する活動として、今後も普及・啓発に努め、登録会員数の増加や育児支援等の利用促進を図ります。

1-3 教育・保育の充実

幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期における教育・保育には、豊かな感性や自主性を育てる大切な役割があります。

そのため、本計画「第3部 子ども・子育て支援事業計画」の計画的な推進とともに、乳幼児期の発達に即した保育・教育の充実、確保に努めます。

また、就学後の放課後の居場所となるよう放課後児童クラブについても充実、確保に努めます。

○ニーズに応じた保育・教育施設の整備・確保

1-3-1：地域型保育事業の推進

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子ども・子育て支援新制度に基づき、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、満3歳未満の保育を必要としている子どもに対して保育（地域型保育事業）を推進します。

1-3-2：認定こども園の設置

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的な運営を行い、健やかな成長が図られるよう適切な環境を与え、かつ保護者の子育て支援を行う認定こども園の推進を図ります。

なお、幼稚園・保育所（園）から認定こども園への移行については、それぞれの施設ならびに運営事業者の意向を把握して実施します。

1-3-3：保育所（園）施設及び環境の整備

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

保育需要に対応するため、地域の状況を勘案して、定員の見直しや保育施設の整備を検討します。

また、老朽化した保育所等の移転、改築を計画的に進め、保育環境の整備に努めます。

1-3-4：保育施設危機管理整備

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

火災への対応、部外者の進入を防止するなど安全に配慮し、危機管理に対応した設備の整備を促進します。

○教育・保育サービスの充実

1-3-5：乳児保育事業

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、生後6ヵ月以降の乳児の受け入れを行っている他、市内2か所の保育所で2ヵ月以降の乳児の受け入れも行っています。

今後も産休明けからの乳児保育の実施について継続するとともに、その充実を図ります。

1-3-6：地域子育て支援拠点事業（再掲）

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市内の保育所(園)で地域子育て支援センターを開設し、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。

今後も、内容の充実・情報の提供を図り、子育て支援の拠点としての活用を図っていきます。

1-3-7：利用者支援事業

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の実施について検討します。

1-3-8：子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（再掲）

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

地域において子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

また、地域で子育てを支援する活動として、今後も普及・啓発に努め、登録会員数の増加や育児支援等の利用促進を図ります。

1-3-9：家庭的保育事業

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

一定の基準により保育ママとして認定した保育者（家庭的保育者）の居宅において少人数の3歳未満児の保育について検討を行います。

1-3-10：幼稚園における子育て支援活動

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、市内5か所の私立幼稚園で実施しています。

未就園児の親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を拡充します。

○就労形態の多様化に対応した保育及び放課後の居場所の確保**1-3-11：延長保育事業**

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、市内14か所の保育所(園)で、午後6時以降の延長保育を実施しています。

今後も開所時間を越える保育の実施について継続するとともに、その充実を図ります。

1-3-12：夜間保育事業

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、本事業の実施はありませんが、午後7時以降の保育の実施について、需要の動向を見極めながら、引き続き実施を検討します。

1-3-13：休日保育事業

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、市内2か所の保育園で実施しています。
今後も日曜、祝祭日の保育について、需要の動向を見極めながら実施を検討します。

1-3-14：預かり保育の充実

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、全ての私立幼稚園で実施しています。
今後も希望する園児を対象に私立幼稚園で行っている預かり保育を実施します。

1-3-15：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市内9校の小学校及び児童館3館で放課後児童クラブを設置・運営しています。
今後も小学校就学児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、放課後児童クラブ（なかよし会、児童館）を設置・運営します。
また、放課後子ども教室との一体的な取り組みなど、活動のさらなる充実について教育委員会と連携を図りながら検討します。

○保護者の緊急時、子どもの病気等への対応

1-3-16：一時預かり事業

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、公立保育所1か所で実施しています。
今後も保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急時に一時的に行う保育事業の拡充を図ります。

1-3-17：病児・病後児保育事業

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

病後児保育については、現在NPO法人へ委託して実施しています。
今後は、回復期までは至らないが病状に当面急変の認められない児童や、病気やケガの回復期にある児童で、親の就労やその他の理由により家庭での保育に支障があるケースなどに対応するため、病児・病後児保育を検討します。

1-3-18：子育て短期支援事業（ショートステイ）

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

計画期間における利用は里親委託や広域での利用が主となりますが、今後は、児童福祉施設等での利用について検討します。

○幼稚園・保育所（園）・小学校 関係機関との連携強化

1-3-19：幼稚園・保育園・小学校 関係機関との連携

担当課：児童家庭課・教育委員会

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

教育・保育施設と地域型保育事業との連携に当たっては、認可された地域型保育事業者に対し、すべての教育・保育施設が参加する子育て支援関係機関ネットワークへの参加を呼びかけ、情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を進めます。

また、幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携では、市内の幼稚園、保育所（園）、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

1-3-20：小中一貫教育推進事業

担当課：教育委員会

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

小中一貫教育の推進のため、小中一貫教育学習支援員を配置し、小・中学校間での乗り入れ授業、小学校における一部教科担任制の導入等、児童生徒の学習及び活動支援を行います。

1-4 発達支援・療育体制の充実

子ども達の個性と能力を最大限伸ばしていくため、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育の実践をめざします。

また、障がいの早期発見に努めるとともに、障がいのある子どもや配慮の必要な児童が、その程度に応じた適切な環境の中で生活を営むことができるよう、各特別支援学校など専門機関との連携のもと、子ども達の将来にむけて、自らの生き方、暮らし方を選択できるよう、療育・発達支援を推進します。

○障がい等に対する理解

1-4-1：障がいへの理解の推進

担当課：障害福祉課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

障がいへの理解を深めノーマライゼーションの社会実現のため、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体、障がい福祉サービス提供事業所との連携を強化し、広報紙や市のホームページ、パンフレット等を活用し、広報・啓発活動を推進します。

○障がい等の早期発見・早期対応

1-4-2：母子保健事業と連携した早期発見・療育の実施

担当課：健康推進課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査・指導等を適切に実施するとともに、障がいの早期発見、早期治療につながるよう、保健活動の充実に努めます。

1-4-3 : 育児相談

担当課 : 健康推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

健康相談事業の中で、発達の遅れや障がいの子どもの育児相談に対応するとともに、保護者の不安の軽減に努めます。

1-4-4 : 障がい児療育相談

担当課 : 障害福祉課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市内商業施設催事場や公共施設で開催している「障がい福祉相談会」や市内の3つの障がい福祉サービス提供事業所に委託している「相談支援事業」を継続し、障がいについて不安を感じている市民が気軽に相談することのできる機会を提供するほか、地域の障がいのある児童のための療育の場の確保や支援体制づくりに努めます。

○要保護児童への対応

1-4-5 : スクールサポーター配置事業

担当課 : 教育委員会

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

多動傾向や介助を必要とするなど特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活の支援を行います。

1-4-6 : 適応指導教室開設事業（教育研修センター設置）

担当課 : 教育委員会

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

学校不適応の児童生徒の自立への支援を主たるねらいとし、学校復帰を図るための適応指導を行ないます。

○障がい児保育、特別支援教育の充実

1-4-7 : 障がい児保育事業

担当課 : 児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

集団保育の可能な障がいのある児童の保育について、認可保育所や認定こども園での受入の拡充を図ります。

1-4-8 : 障がい児受け入れ体制の整備・拡充

担当課 : 教育委員会・児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

地域の実情や家庭の要請に応じて障がいのある児童の受け入れを拡充します。

1-4-9 : 特別支援教育推進委員会

担当課 : 教育委員会

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

児童生徒の適切な就学を図るとともに、各学校の特別支援教育の一層の充実を図るための支援を行います。

1-4-10：障がい児通所支援事業

担当課：障害福祉課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

特別支援教育を受けている障がい児が、学校外で生活能力向上にむけた訓練や社会との交流促進を図ることのできる「放課後等デイサービス」について、地域自立支援協議会での協議等を通じて、すべての障がい児が希望する日数を確保できるよう、サービス提供事業所との連携強化と受け入れ体制の拡充に努めます。

また、地域で「児童発達支援」・「医療型児童発達支援」・「保育所等訪問支援」の各種サービスが提供できる体制の確立を目指し、関係する事業所・団体との協議を進めます。

○発達支援センター、児童相談所をはじめ関係機関との連携強化 等

1-4-11：関係機関との連携による要保護児童への支援

担当課：児童家庭課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

子どもの発達や特別な支援を要する子どもに関するさまざまな対応について、発達支援センター、児童相談所をはじめ関係機関と連携して、子どもの状況や発達段階に応じたきめ細やかな支援を行います。

1-5 思春期保健対策の推進

思春期における心とからだの健康づくりを支援するために、家庭や学校保健と連携し、喫煙や薬物の有害性についての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを支援します。

また、乳幼児との交流・育児体験を通じて、思春期の子ども達が、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの意義について学習することは、親の愛情や家庭の温かさ、命の尊さ、他者への思いやりなどについて学ぶとても良い機会となることから、乳幼児とのふれあいの機会を通して、子どもの豊かな人間性を形成し、次の世代を育む親づくりを推進します。

○性教育の推進

○たばこ・アルコール・薬物に関する教育の推進

1-5-1：思春期教室

担当課：健康推進課

〔事業の実施概要・計画期間の取り組み〕

思春期の子ども達や関係者に対する性教育、喫煙、アルコール依存、薬物乱用など、啓発指導の講演会等を開催します。

【思春期健康教室、喫煙防止教室、乳幼児ふれあい体験、子育て関連講座等】

○乳幼児とのふれあい体験機会の充実

1-5-2：乳幼児ふれあい体験

担当課：児童家庭課・健康推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

中高生を対象に乳幼児にふれあう機会を通じて、生命の尊さを学び、母性・父性の育成を図ります。

○非行の防止・保護

1-5-3：少年センター運営

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

関係機関・団体等との連携により、街頭指導やキャンペーン事業を実施して非行の防止・保護の徹底に努めます。

第2章 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る

2-1 児童虐待防止対策の強化

保健・福祉・教育等の関係機関が相互に連携を図り、児童虐待の問題に適切に対応できるように、関係機関との連携並びにネットワークによる虐待の発生予防や早期発見、家族への支援ができる体制の充実を図ります。

また、地域では、子どもの様子に気を配ることで児童虐待の防止や早期発見が期待できることから、地域の人々と関係機関が連絡し合い、身近な生活の場における見守り体制の充実を図ります。

○育児不安の解消及び養育支援の充実

2-1-1：育児相談（再掲）

担当課：健康推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

健康相談事業の中で子どもの育児相談に対応するとともに、保護者の不安の軽減に努めます。

2-1-2：家庭児童相談事業

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

いじめや不登校など、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図り、児童の自主性、社会性の育成に努めます。

○虐待の早期発見・早期対応に向けた取組の推進

2-1-3：児童支援ネットワーク事業

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

要保護児童対策地域協議会の充実と関係者会議等により相談支援活動の拡充を図るため、組織体制の整備・充実に努めます。

2-1-4：児童虐待相談事業

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発に努めます。

○児童虐待防止法の周知及び虐待に対する意識啓発

2-1-5：虐待防止の啓発

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

児童虐待等の発生予防及び早期発見のために、広報等を活用した児童虐待に関する情報の提供及び知識の啓発に努めます。

2-2 心のケア・相談体制の充実

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校や関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。その際、児童相談所、保健所の機能を活用し、子どもやその家族に対する総合的な助言を行います。

また、学校において、心身症、ひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩み等に対応するため、スクールカウンセラーの配置を促進するなど、児童生徒の悩みや課題への対応の充実を図ります。

○スクールカウンセラーの配置

2-2-1：スクールカウンセラーの配置

担当課：教育委員会

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

小・中学校において、児童・生徒やその保護者等に対し、スクールカウンセラーが各種相談に応じます。

○各種相談窓口の周知

2-2-2：家庭児童相談事業（再掲）

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

いじめや不登校など、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図り、児童の自主性、社会性の育成に努めます。

○いじめ防止・不登校対策の推進

2-2-3：教育相談支援員派遣事業

担当課：教育委員会

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

不登校や不登校傾向の状態にあるなど特別な支援を必要とする児童生徒の支援を行うため教育相談支援員を配置し、児童生徒のカウンセリングを行うとともに、小中学校との連携を図りながら児童生徒の悩みや課題に対応します。

2-3 防犯対策の推進

市民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を行うとともに、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。

また、子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども 110 番の家」等に対して、地域での子どもに対する犯罪の発生状況等の情報を提供する等、子ども達の安全を守る防犯対策を推進します。

○防犯に関する知識・技術の習得支援及び意識啓発

2-3-1：広報啓発活動

担当課：各課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

道路、公園、駐車、駐輪場及び公衆便所、共同住宅の防犯設備の整備の推進及び必要性に関する広報啓発活動を推進します。

○地域における見守り活動の促進

2-3-2：地域防犯活動推進

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市民の自主防犯活動を推進するため、情報の提供や、対象者に応じた、参加・体験・実践型の防犯学習を推進します。

2-3-3：子ども 110 番の家等推進

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子ども110番の家については、警察署・町内会・学校関係機関・事業所等で自主的に取り組んでいます。

市では、今後も子ども110番の家の普及啓発とともに、関係機関と連携して、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努めます。

○犯罪被害に対する相談支援体制の充実

2-3-4：継続的支援活動

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

各種相談員により、家庭及び学校等の関係機関と連携して被害を受けた子どもに対し継続的支援活動を効果的に行います。

2-4 事故防止対策の推進

子ども達が交通事故にあわないように、通学路や事故多発地区、交差点における信号機や安全標識等の交通安全施設を整備するとともに、警察、保育所(園)、幼稚園、学校及び関係機関が連携・協力体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした交通安全教育に努めます。

○交通事故防止対策の推進

2-4-1：交通安全啓発

担当課：環境政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

交通事故防止についての広報・啓発活動を行います。

2-4-2：子どもの交通事故防止対策

担当課：環境政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

新入学児童への黄色い帽子贈呈や通学路への交通整理員を配置し、通学路における交通事故防止に努めるほか、子どもの安全に配慮した交通安全施設の整備を促進するとともに、交通事故防止についての広報・啓発活動に努めます。

2-4-3：交通安全教育

担当課：環境政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得できるように、交通広場を運営します。

○不慮の事故防止対策の推進等

2-4-4：交通安全施設等整備

担当課：環境政策課・土木課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

市民生活に密着した道路について、歩道設置、交差点改良、路肩整備、反射鏡・ガードレール・標識等の交通安全施設の整備を図ります。

第3章 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる

3-1 母子保健の充実

妊娠初期から適切なサポートが受けられ、子どもを安心して出産・育児ができるよう、妊娠時から出産、乳児期、幼児期と一貫した保健サービスを体系的に提供するとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を充実させ、きめ細かな母子保健活動の充実に努め、母子の健康維持に努めます。

また、子どもや子育て家庭がともに健やかな成長を育めるよう、生活習慣病予防のための小児肥満対策や妊娠初期から乳幼児までの歯科保健対策等、母子の健康づくり活動を今後も進めます。

○出産・育児に対する不安の軽減に向けた相談・情報提供

○母子の健康づくりに関する知識・技術の習得支援

3-1-1：健康教育

担当課：健康推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

離乳食や子どもの健康について（心の成長、疾病について救急時の対応、歯磨きの仕方等）、健康教室を開催します。

【離乳食教室、赤ちゃん教室、両親学級等】

3-1-2：健康相談

担当課：健康推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

地域ぐるみで健やかに子どもを産み育てるため地域住民の自主的な活動や育児不安を持つ母親などへの相談事業を実施します。

【妊婦届出時の窓口相談、妊婦電話相談、赤ちゃん相談・なんでも相談等】

3-1-3：発達相談

担当課：健康推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

集団健診等において発達に遅れが見られ経過観察となった子ども及び、育児に不安をもつ親を対象に、子どもの健やかな発達を促すため、発達相談を実施します。

【すこやか発達相談、ひよこ教室、保育施設巡回相談、未就学児ことばの教室】

○各種健診・訪問指導の充実

3-1-4：健康診査

担当課：健康推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

妊婦健診や3歳児までの集団健康診査の実施を充実させるほか、医療機関委託による乳児委託健康診査も実施します。

【乳児医療機関委託健診10か月、1歳6か月、2歳、3歳児健診】

3-1-5：訪問指導事業

担当課：健康推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

妊婦から、新生児・産婦・乳幼児を対象に、健診の結果や保護者からの相談、希望により家庭を訪問し、乳幼児の健康管理や育児に関する支援を行います。

【妊婦訪問指導、産婦訪問指導、新生児訪問指導等】

3-1-6：乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

すべての乳児（生後4か月まで）がいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることで、子どもの健やかな育成を図ります。

3-1-7：予防接種

担当課：健康推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

予防に重点をおいた子どもの健康づくりとして、集団、個別接種の接種率の向上と未接種者への接種勧奨に努めます。

3-2 食育の推進

子ども達が生涯にわたり健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育むことができるよう、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の理解と定着に努めます。

また、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健、教育など関係機関と連携して、選べる力を身につけられるよう、食育推進計画にそって乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行います。

○食生活習慣・食育に関する知識・技術の習得支援

3-2-1：栄養相談

担当課：健康推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

離乳食教室や両親学級において、妊産婦や乳幼児の正しい食生活の普及を図るため、妊産婦等を対象とした食に対する適切な指導や情報の提供を行います。

【両親学級、離乳食教室、赤ちゃん教室等】

3-2-2：食育推進事業

担当課：健康推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

乳幼児期から思春期の児童・生徒及び保護者を対象に、体の仕組みや食品の役割・正しい食べ方や食事マナー等、生涯にわたる健康の基礎となる良い食習慣を身につけ、健康に過ごせるよう発達段階に応じた食に関する学習の機会の場を提供します。

【いただきます教室、むし歯予防教室、親子料理教室】

3-3 小児医療体制の強化

子どもの病気への初期対応として、的確な判断や処置が大変重要であることから、親を対象とした教室の開催や医療情報の提供により、病院受診の必要がある症状や乳幼児の事故防止のための環境づくり、家庭における応急措置等についての情報提供に努めるほか、在宅当番医制度の周知を図ります。

○夜間・休日等における小児救急医療体制の強化

3-3-1：在宅当番医制度

担当課：健康推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

休日急患当番医制度の充実を図るとともに、実施体制の周知を図ります。

3-4 相談支援体制の強化

身近な地域との付き合いの減少や核家族化の進行等により、“地域の子育て力の低下”や“子育て家庭の孤立”といったことが懸念されるため、子育て支援センターを拠点とした子育て家庭の多様な相談や就学児童の成長を支援する情報提供を行うとともに、子育てに係るさまざまな状況に応じた相談支援体制の強化を図ります。

また、生活にさまざまな問題を抱えた女性の相談に応じるため、関係機関との連携を取りながら必要な指導により保護厚生を図るとともに、家庭内における配偶者への暴力（DV）の防止に当たっては、警察や関係機関との連携をさらに深め、迅速な対応を図って行きます。

○子育て支援センターの充実

3-4-1：地域子育て支援拠点事業（再掲）

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

地域子育て支援拠点として、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供、子育てサークルへの支援活動等の総合的な子育て支援を実施します。

○関係機関の連携強化による一貫した相談支援の推進

3-4-2：婦人相談事業

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

さまざまな問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者への暴力（DV）の防止に努めます。

3-5 経済的支援の充実

子育て支援を推進するため、保育所の保育料の軽減や、幼稚園の保育料等の補助、医療費助成制度等により、子育て家庭における家計への負担の軽減を図ります。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当等を支給しています。

さらに、高校生及び大学生への奨学金貸付の継続を図り、次代を担う子どもたちの教育機会の拡大及び保護者の負担の軽減に努めます。

○各種手当・制度の実施と周知徹底

3-5-1：児童手当

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給しています。

3-5-2：児童扶養手当

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給しています。

3-5-3：母子福祉資金等貸付事業

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進します。

○医療・教育等子育てにかかる費用負担の軽減

3-5-4：妊産婦・乳幼児及びひとり親家庭医療費助成

担当課：児童家庭課・健康推進課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

妊産婦・乳幼児等とひとり親家庭の医療費の負担を軽減するため、医療給付制度を継続実施し、医療費支援に努めます。

【妊婦委託健康診査、乳幼児等医療費給付事業、ひとり親家庭等医療費給付事業】

3-5-5：幼稚園就園奨励助成

担当課：教育委員会

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

幼稚園就園を奨励し、幼児教育の機会均等を図るため、就園奨励助成を行います。

3-5-6：奨学金貸付

担当課：教育委員会

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

高校生、大学生及び、専門学校生等への奨学金貸付の継続を図り、保護者の負担軽減に努めます。

3-6 安心して子育てできる生活環境の整備

子どもや親が安全・安心に暮らすために、道路交通環境の整備、公園をはじめとした公共物のバリアフリー化、子どもが犯罪被害に遭わないよう配慮した環境整備を推進します。

○安全・安心情報の提供

3-6-1：広報啓発活動

担当課：市民連携広報課・防災政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

広報むつ、防災行政用無線及び地域コミュニティ放送エフエムアジュールなど、むつ市防災メール「防災・かまふせメール」を通じ、各種安全・安心対策等について、随時必要な情報提供をします。

○良質な居住環境の整備・充実

3-6-2：公営住宅整備・住環境の整備促進

担当課：建築住宅課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子育てに適したゆとりある公営住宅の整備を推進し、居住者が住みやすいと実感できる住環境の整備を促進します。

3-6-3：建築基準法の徹底

担当課：建築住宅課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

住宅やビル等の居室を対象として、クロルピリホスの使用禁止、ホルムアルデヒドに関する建築材料の使用制限等を義務づけています。

○安心して思い切り遊ぶことのできる公園等の整備・充実

3-6-4：児童公園等の整備

担当課：都市政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

利用者の安全・安心のため策定した「公園施設長寿命化計画」に基づき、専門業者や職員による点検を実施し、子どもが安心して遊べる空間である児童公園等の整備改善を図ります。

3-6-5：学校施設の開放

担当課：市民スポーツ課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

放課後や休日等における体育館、運動場等の学校施設の開放を行います。

3-6-6：保育所園庭の開放

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

保育所に入所していない親子に園庭を開放し、遊び場の提供や保育者・子どもたちとの交流の機会を提供します。

○子ども連れでも安心して外出できる環境づくりの促進

3-6-7：学校施設のバリアフリー化推進

担当課：教育委員会

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

学校施設について、妊婦や子ども連れ等も安全かつ円滑に利用できるようエレベーターの設置等バリアフリー化を推進します。

3-6-8：公園施設等のバリアフリー化推進

担当課：都市政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

公園施設等のバリアフリー化については、これまで障がい者用トイレの併設、障がい者用駐車スペースの確保、段差を解消した園路等の施設整備を実施しています。今後も、安全かつ円滑に利用できるバリアフリー化を推進します。

3-6-9：託児コーナー等設置推進

担当課：建築住宅課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

不特定多数の人が利用する施設において、託児コーナー、授乳コーナー等の設置を促進します。

3-6-10：照明、防犯設備整備

担当課：土木課・都市政策課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

通学路や公園等における照明灯などの設置・維持管理に努めます。

3-7 ひとり親家庭支援の充実

母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的なきめ細かな自立支援を実施します。

また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めるとともに、施策や取組についての情報提供を推進します。

○ひとり親家庭に対する相談支援の充実

3-7-1：母子家庭等就業推進事業

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

関係機関・団体との連携を図り、就業相談、講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援の推進に努めます。

3-7-2：母子福祉資金等貸付事業（再掲）

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進します。

第4章 仕事と生活の調和の実現を促す

4-1 仕事と子育ての両立を支援する就労環境の推進

事業所における育児・介護休業制度の普及と活用しやすい環境づくりを関係機関と連携して促進します。

また、女性就業者の妊娠中及び出産後の適切な健康管理が図られるよう、事業所に対し、母性尊重と母性健康管理の必要性について周知するとともに、必要に応じて健康診査や医療が受けられるよう、時間の確保について市内事業所及び労働基準監督署などの関係機関と連携して啓発に努めます。

さらに、育児期間中の男女就業者が、子育てのために弾力的な勤務時間が選択できるよう、短時間勤務体制等の導入や事業所内託児施設の設置を働きかけるなど、就労環境の整備を推進します。

○育児休業・短時間勤務等各種制度の周知と活用の促進

4-1-1：育児支援等各種情報提供

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供に努めます。

4-1-2：育児休業制度等普及啓発

担当課：商工観光課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

事業所における男性を含めた、育児休業制度の一層の普及を国に準じて啓発を行います。

○子育て家庭に配慮する職場環境づくりの促進

4-1-3：事業所内保育施設設置促進

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

認可保育所を保管する事業所内保育施設の設置について、事業所の理解を得ながら設置の促進に努めます。

○職場復帰・再就職に向けた相談・情報提供の実施

4-1-4：職場復帰・再就職に向けた相談・情報提供

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

結婚、出産、育児等を契機に離職や休業した女性の再就職を支援するため、再就職に必要な知識や技能を学ぶための研修や再就職や職場復帰への相談や職業訓練等の情報提供を行うことで、女性の就業率向上や社会参画を促します。

○働き方の見直しに向けた意識啓発

4-1-1：事業主や勤労者に対する意識啓発

担当課：商工観光課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

子育て家庭が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方を選択できるよう、各種休暇制度や短時間勤務体制等の導入について啓発を図り、関係機関と連携を図りながら、雇用情報の提供に努め、事業主、勤労者の意識啓発に努めます。

4-2 多様な教育・保育サービスの提供

就労形態や子育て家庭における生活環境の多様化に伴う保育需要に対応し、延長保育や休日保育等を安心して利用できるよう、多様な教育・保育サービスの提供と安定した事業量の確保に努めます。

○就労形態の多様化に対応した教育・保育サービスの確保

4-2-1：乳児保育事業（再掲）

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

産休明けからの乳児保育の実施について継続するとともに、その充実を図ります。

4-2-2：延長保育事業（再掲）

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

開所時間を超える保育の実施について継続するとともに、その充実を図ります。

4-2-3：障がい児保育事業（再掲）

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

健常児とともに集団保育が可能な障がいのある児童の保育の拡充を図ります。

4-2-4：休日保育事業（再掲）

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

現在、市内2か所の保育園で実施している日曜、祝祭日の保育について、需要の動向を見極めながら実施を検討します。

4-2-5：病児・病後児保育事業（再掲）

担当課：児童家庭課

[事業の実施概要・計画期間の取り組み]

回復期までは至らないが病状に当面急変の認められない児童や、病気やケガの回復期にある児童で、親の就労やその他の理由により家庭での保育に支障があるケースなどに対応するため、病児・病後児保育を検討します。

第3部 子ども・子育て 支援事業計画

第3部 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行します。

「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、市は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

ここでは、計画期間（平成27年度～31年度）における教育・保育のニーズ量の見込みから、教育・保育提供区域の設定及び教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策を整理します。

第1章 計画期間における見込みの考え方

1 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方

(1) 「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

(2) 家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在的家庭類型に分類します。

潜在的家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。分類する類型は以下のとおりです。

図表 家庭類型

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月60時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月60時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親及び母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

(3) 各事業における「量の見込み」の算出方法

教育・保育事業（地域型保育事業）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法をまとめると、以下のとおりとなります。

■教育・保育事業（地域型保育事業）

事業名	項目	算出対象
1号認定 (幼稚園・認定こども園)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人
2号認定 (幼稚園の利用希望強い)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用している人
2号認定 (認定こども園・保育所)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用しておらず、今後、「幼稚園」、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人
3号認定【0歳】 (認定こども園・保育所)	対象年齢	0歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人
3号認定【1・2歳】 (認定こども園・保育所)	対象年齢	1・2歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	項目	算出対象
時間外保育事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所」等を利用したいと回答した人、かつ、利用希望時間が「18時以降」の人
放課後児童健全育成事業 【低学年】	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、低学年のうち、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人
放課後児童健全育成事業 【高学年】	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	泊りがけの預かりにおいて、「短期入所生活援助事業」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人

事業名	項目	算出対象
地域子育て支援拠点事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び「利用していないが、今後利用したい」と回答した人
一時預かり事業 【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	ア：今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人で、かつ、不定期事業を「利用したい」と回答した人 イ：現在、「幼稚園」を利用している人で、現在、一時預かり等を利用している人
一時預かり事業 【上記以外】	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	不定期事業を「利用したい」と回答した人
病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター (病児・病後児)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	子どもが病気やケガにより、「母親または父親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育施設等」、「ファミリー・サポート・センター」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人
子育て援助活動支援事業 【低学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、低学年のうち、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人
子育て援助活動支援事業 【高学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人

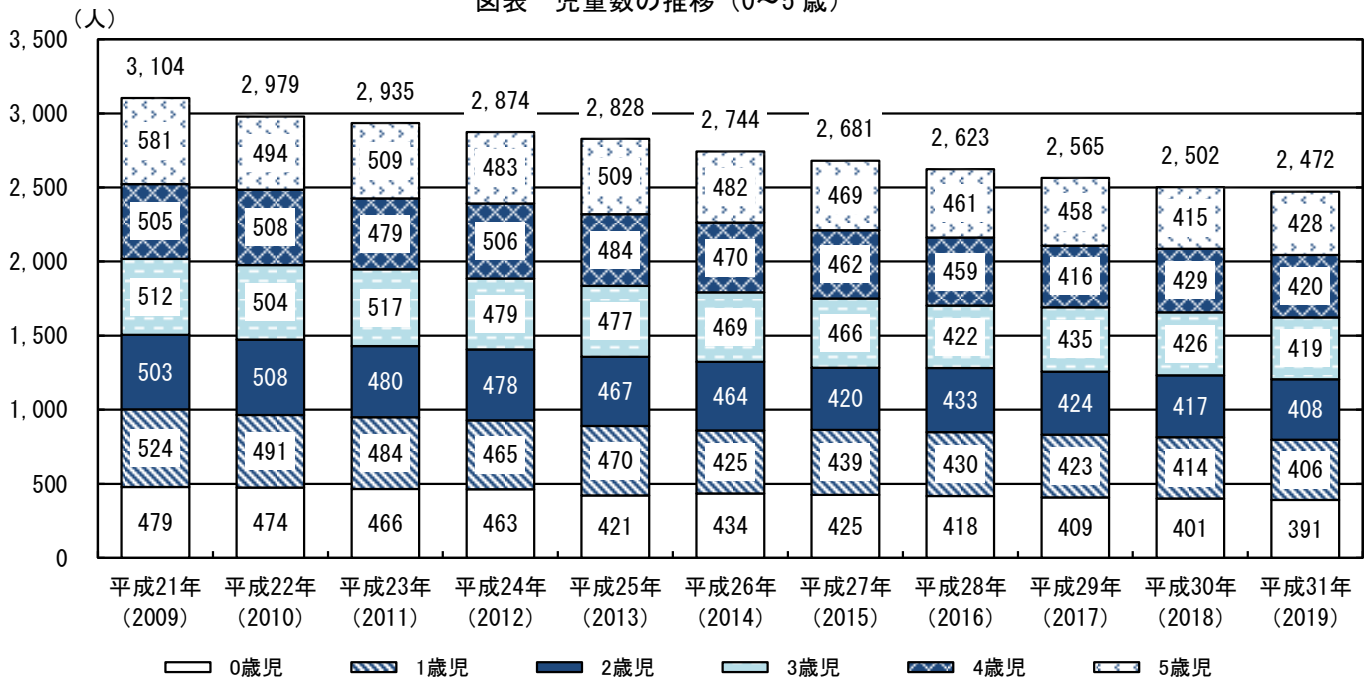
2 児童数及び子育て家庭の今後の見通し

(1) 児童数の見込み

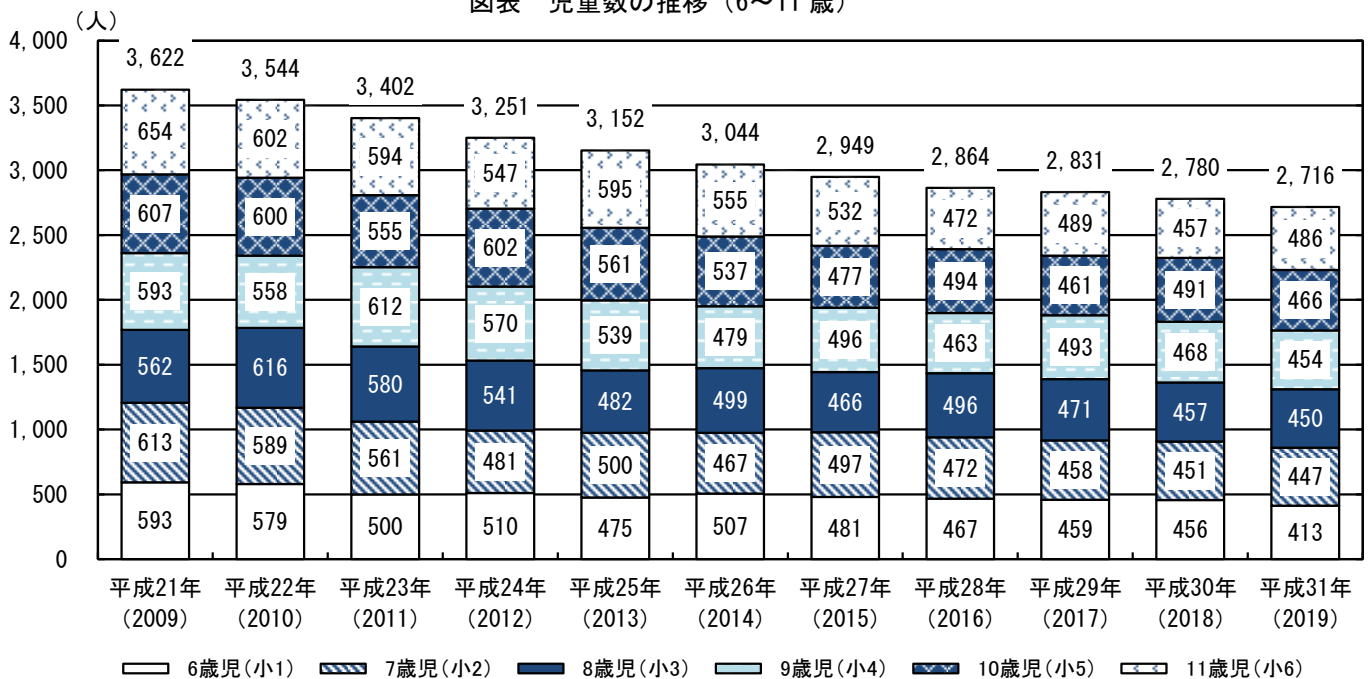
近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計は、次のとおりです。

計画期間における推計では、児童数の減少が予測されています。

図表 児童数の推移（0～5歳）



図表 児童数の推移（6～11歳）



図表 児童数の推移（0～11歳）

（単位：人）

	実績					推計					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	479	474	466	463	421	434	425	418	409	401	391
1歳児	524	491	484	465	470	425	439	430	423	414	406
2歳児	503	508	480	478	467	464	420	433	424	417	408
3歳児	512	504	517	479	477	469	466	422	435	426	419
4歳児	505	508	479	506	484	470	462	459	416	429	420
5歳児	581	494	509	483	509	482	469	461	458	415	428
6歳児	593	579	500	510	475	507	481	467	459	456	413
7歳児	613	589	561	481	500	467	497	472	458	451	447
8歳児	562	616	580	541	482	499	466	496	471	457	450
9歳児	593	558	612	570	539	479	496	463	493	468	454
10歳児	607	600	555	602	561	537	477	494	461	491	466
11歳児	654	602	594	547	595	555	532	472	489	457	486
0～5歳	3,104	2,979	2,935	2,874	2,828	2,744	2,681	2,623	2,565	2,502	2,472
6～11歳	3,622	3,544	3,402	3,251	3,152	3,044	2,949	2,864	2,831	2,780	2,716

注：実績は住民基本台帳

〔児童数の推計方法（変化率法）〕

平成21～25年（住民基本台帳）の人口実績を用いて、直近2年（平成24～25年）の年齢毎の変化率（例 0歳→翌年1歳の人数変化）に基づき推計する方法で推計を行っています。

（2）子育て家庭の見込み

アンケート調査及び児童数の見込みから、計画期間中の潜在的な家庭類型ごとの児童数の推計は、次のとおりです。

■0歳

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
		425	418	409	401	391
タイプA：ひとり親	6.5%	28	27	27	26	25
タイプB：フルタイム×フルタイム	44.4%	188	185	182	178	174
タイプC：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が高い）	29.1%	124	122	119	117	114
タイプC'：フルタイム×パートタイム（保育の必要性が低い）	1.8%	8	8	7	7	7
タイプD：専業主婦（夫）	18.2%	77	76	74	73	71
タイプE：パート×パート（保育の必要性が高い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE'：パート×パート（保育の必要性が低い）	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF：無業×無業	0.0%	0	0	0	0	0

■1・2歳

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
		859	863	847	831	814
タイプA :ひとり親	6.4%	55	55	54	53	52
タイプB :フルタイム×フルタイム	35.3%	303	304	298	293	287
タイプC :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	38.2%	328	330	324	317	311
タイプC' :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が低い)	2.6%	22	22	22	22	21
タイプD :専業主婦 (夫)	17.3%	148	149	146	144	141
タイプE :パート×パート (保育の必要性が高い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプE' :パート×パート (保育の必要性が低い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF :無業×無業	0.3%	3	3	3	2	2

■3～5歳

家庭類型区分	潜在的 家庭類型 割合	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
		1,397	1,342	1,309	1,270	1,267
タイプA :ひとり親	11.8%	164	158	154	150	149
タイプB :フルタイム×フルタイム	34.1%	477	458	447	434	433
タイプC :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	34.0%	475	456	445	431	430
タイプC' :フルタイム×パートタイム (保育の必要性が低い)	4.4%	62	60	58	56	56
タイプD :専業主婦 (夫)	15.5%	217	208	203	197	197
タイプE :パート×パート (保育の必要性が高い)	0.2%	2	2	2	2	2
タイプE' :パート×パート (保育の必要性が低い)	0.0%	0	0	0	0	0
タイプF :無業×無業	0.0%	0	0	0	0	0

第2章 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域の設定や教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策を整理します。

1 教育・保育提供区域の考え方について

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。
- 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

（1）教育・保育提供区域とは

- 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市内の区域です。（子ども・子育て支援法第61条第2項）
- 教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市が独自に設定します。
- 教育・保育提供区域は、本市において、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。なお、運用にあたり、次の事項が定められています。

（2）本市における教育・保育提供区域の考え方（案）

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、提供区域内においてサービス不足が生じた場合です。

その場合、支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域がサービス過多の場合でも申請のある区域には新たに認可することになり、その結果、アンバランスな施策配置になる可能性があります。

特に保育所の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可により、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などをできる限り回避する提供区域の設定が必要です。

それぞれの区域特性、長所短所、上記の観点も踏まえ、基本となる提供区域は、「市全域」とします。

(3) 教育・保育提供区域の設定(案)

認定区分(1号、2号、3号)ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業(区域設定の必要な11事業)の提供区域を、次のとおり設定します。

認定区分	提供区域	考え方
1号認定(3~5歳)	市全域	<p>区域数が多い(区域が狭い)場合は、市全体の需要に対して、サービス提供や施設整備の面において、柔軟な対応が取りにくくなる場合があります。また、区域外のサービスを受ける際に煩雑な手続きが必要になる場合もあります。</p> <p>一方、区域数が少ない(区域が広い)場合は、サービスの種類によっては、利用者からみた利便性にやや欠ける面がありますが、市全域の中から多様なサービスが選択できることとなります。</p> <p>そのため本市は、市全域を一つの区域とすることが、市全体のニーズに対応できるため、「市全域」とします。</p>
2号認定(3~5歳)		
3号認定(0~2歳)		

(11事業の提供区域とその考え方(案))

事業名	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	市全域	市で一律の支援体制を構築する設定とします。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	市全域	身近な拠点として提供の場は、各地区での提供となりますが、幼稚園、保育所(園)の子育て支援機能との連携も重要であることから「市全域」とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	市全域	母子保健活動に係る事業は、細かな区域を設定することにはなじまないため「市全域」とします。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	市より保健師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全市的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないため「市全域」とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)	市全域	市より保健師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、また全市的に取り組んでいるものであるため、区域を設定することにはなじまないため「市全域」とします。
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	市全域	「保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について保護を行う」という事業の性質上、細かな区域設定はなじまないため「市全域」とします。

事業名	提供区域	考え方
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	市全域	本事業の目的を考慮すると、身近な地域での提供が望ましいと考えますが、事業実施可能な教育・保育の区域設定、幼児教育・保育と一体となる事業であることを勘案し、幼児教育・保育の区域設定に合わせた「市全域」とします。
一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業	市全域	幼児教育・保育の区域設定に合わせるため「市全域」とします。 なお、需要過多等により整備を検討する必要がある場合は、施設配置状況等を考慮し、利用しやすい環境整備を行うよう配慮します。
時間外保育事業 延長保育	市全域	保育所等の開所時間の前後の時間において、保育を行う事業であり、幼児教育・保育と一体となる事業であるため、幼児教育・保育の区域と同じく「市全域」とします。
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	市全域	現在、市内1か所で病後児保育事業を実施しています。 なお、需要過多等により整備を検討する必要がある場合は、施設配置状況等を考慮し、利用しやすい環境整備を行うよう配慮します。
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	小学校区	放課後児童クラブの利用対象となる満6歳の児童の教育提供区域（小学校区）を考慮し、小学校区又は児童館とします。

（その他の地域子ども・子育て支援事業の提供区域とその考え方（案））

事業名	提供区域	考え方
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	新たに創設された事業ですが、世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う事業であり、区域設定にはなじまないと思われます。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	新規事業者の参入促進に関する事業であり、本市において事業実施の必要性の有無を検討する必要がありますが、事業の性質上、全市的な取り組みとなると思われます。

第3章 教育・保育施設の充実

国から提示される基本指針等に沿って、子ども・子育て事業計画の実施状況をまとめます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

(1号認定)

- 保育の必要がない家庭の3～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

(2号認定で幼稚園利用希望が強い)

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間における1号認定は200～240人程度、2号認定は380～420程度の利用が見込まれ、平成29年度以降は、必要利用定員総数を確保できる状況となっています。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	667人	642人	626人	607人	607人
1号認定	243人	234人	228人	221人	222人
2号認定 幼児期の教育の利用希望 が強い	424人	408人	398人	386人	385人
確保の内容	652人	652人	652人	652人	652人
特定教育・保育施設	482人	482人	482人	482人	482人
確認を受けない幼稚園	170人	170人	170人	170人	170人
過不足	△15人	10人	26人	45人	45人

(2) 2号認定（保育所・認定こども園）

3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳で、幼稚園利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは620～680人程度と見込まれ、計画期間においては、必要利用定員総数を確保できる状況となっています。
また、空き教室等での3才未満児の受入について検討します。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	682人	655人	639人	621人	621人
確保の内容	848人	827人	827人	827人	827人
特定教育・保育施設	798人	821人	821人	821人	821人
認可外保育施設	50人	6人	6人	6人	6人
過不足	166人	172人	188人	206人	206人

(3) 3号認定（0歳児）

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績、出産後直ちに就労することは困難であることを想定し、見込み量を補正して設定しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは140～155人程度と見込まれ、計画期間においては、特定教育・保育施設の拡大及び認可外保育施設、平成30年度以降は地域型保育事業の実施により、計画期間内において必要利用定員総数の確保に努めます。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	155人	153人	149人	146人	143人
確保の内容	107人	119人	128人	144人	144人
特定教育・保育施設	102人	117人	126人	132人	132人
地域型保育事業	0人	0人	0人	10人	10人
認可外保育施設	5人	2人	2人	2人	2人
過不足	△48人	△34人	△21人	△2人	1人

(4) 3号認定（1、2歳児）

1、2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1、2歳で、認可保育所（園）等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績、現在の就労割合をもとに、見込み量を補正して設定しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは520～550人程度と見込まれ、計画期間においては、特定教育・保育施設の拡大及び認可外保育施設、平成30年度以降は地域型保育事業の実施により、計画期間内において必要利用定員総数の確保に努めます。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	550人	552人	543人	550人	524人
確保の内容	476人	475人	485人	529人	529人
特定教育・保育施設	441人	463人	473人	497人	497人
地域型保育事業	0人	0人	0人	20人	20人
認可外保育施設	35人	12人	12人	12人	12人
過不足	△74人	△77人	△58人	△21人	5人

2 教育・保育の一体的提供の推進（案）

（1）認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で、学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとされました。

しかし、私立の幼稚園・保育所（園）においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

そのため、幼稚園・保育所（園）から認定こども園への移行については、それぞれの施設ならびに運営事業者の意向を尊重することとします。

また、幼稚園については、今後の提供体制やニーズ見込み、児童数の推移を見極めながら、教育・保育の一体的な提供を念頭に置いて検討することとします。

（2）幼稚園教諭と保育所（園）保育士の合同研修に対する支援

現在、幼稚園や保育所（園）の職員を対象とする研修については、施設ごと、または機関ごとで開催されています。

また、幼稚園と保育所（園）の職員相互の連携は進みつつあります。

勤務体制や勤務時間等の違いなど、幼稚園教諭と保育所（園）保育士との合同研修には難しい側面もありますが、教育・保育の質の向上に向けて、より多くの研修機会が確保できるよう、市が主体となり機関の連携に努めます。

（3）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所（園）、認定こども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業との連携

認可された地域型保育事業者に対し、すべての教育・保育施設が参加する子育て支援関係機関ネットワークへの参加を呼びかけます。その中で情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を進めます。

(5) 幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携

市内の幼稚園、保育所（園）、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

3 教育・保育施設の質の向上（案）

次のような取り組みを通じて教育・保育施設の質の向上を図ります。

- 各保育所（園）では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行うことによって、より良い保育サービスに努めています。
- 第三者の苦情処理委員会を設置し、利用者本位の保育サービスの提供に努めます。
- 幼稚園では、教育の「質」を確保するため、連絡協議会等を活用し、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行います。
- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・施設及び地域型保育事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。
- 認可外保育所（園）の質の向上地域子育て支援事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換に努めます。

4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

次のような取り組みを通じて産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保に努めます。

- 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。
- 育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めます。
- 特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

第4章 地域子ども・子育て支援事業の充実

国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

(1) 利用者支援事業

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、地域関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込み量の考え方・確保の方策】

- 子ども及びその保護者等の身近な場所で実施することを踏まえ、地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）や行政窓口での実施により確保に努めます。

（単位：か所）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施か所数	0か所	1か所	2か所	2か所	2か所

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、認可保育所等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

【確保の方策】

- 市内14か所の保育所（園）において実施し、見込みを確保できる提供体制となっています。今後も利用希望者の動向を注視しながら、引き続き延長保育に取り組むことにより、量の見込みを確保します。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	582人	574人	570人	556人	547人
確保の方策	582人	574人	570人	556人	547人

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【見込み量の考え方】

- 低学年、高学年で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

【確保の方策】

- 市内 12 か所において実施し、見込みを確保できる提供体制となっています。今後は、支援の質の充実を図りながら、低学年、高学年の利用希望者の動向を注視し、引き続き延長保育に取り組むことにより、量の見込みを確保します。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	594 人	584 人	570 人	560 人	541 人
確保の方策	724 人	724 人	724 人	724 人	724 人

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の 0～5 歳で、泊りがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 現在、市では実施していない事業であり、計画期間における利用は広域での利用が主となりますが、市内の児童福祉施設など保護を適切に行うことができる施設について検討していきます。

利用に当たっては、広報紙等によって周知に努めます。

(年間のべ利用数 単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	93 人日	91 人日	89 人日	87 人日	86 人日
確保の方策	93 人日	91 人日	89 人日	87 人日	86 人日

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 推計児童数 (0 歳) を事業量とします。

【確保の方策】

- 保健師と連携を図りながら、母子保健活動において量の見込みに対する訪問・支援体制を確保します。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	425人	418人	409人	401人	391人
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 保健師等による養育に関する相談、指導、助言等を行い、すべての要支援者への支援体制を確保します。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	43人	42人	41人	40人	39人
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～2歳で、「地域子育て支援拠点事業」を利用している、もしくは今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均日数(月当たり日数×12月)を乗じて算出します。

【確保の方策】

- これまでの実績を踏まえ、現在の地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)の実施か所を設定します。

なお、利用日及び利用時間帯の利便性の向上を図るとともに、利用者への周知徹底を図ることにより、一定の利用者数の確保を図ります。

(年間のべ利用数 単位：人日・か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	4,424人日	4,408人日	4,328人日	4,240人日	4,152人日
確保の方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児対象型

【見込み量の考え方】

(1号認定による不定期利用)

- 1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

(2号認定による定期利用)

- 2号認定に該当する人で、現在幼稚園を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 幼稚園による預かり保育を実施するとともに、新制度に移行する幼稚園（認定こども園含む。）については、本事業として市より委託し、量の見込みを確保します。

(年間のべ利用数 単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (1号認定)	1,266 人日	1,216 人日	1,186 人日	1,151 人日	1,148 人日
(2号認定)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
合計	1,266 人日	1,216 人日	1,186 人日	1,151 人日	1,148 人日
一時預かり事業 (在園児対象型)	1,266 人日	1,216 人日	1,186 人日	1,151 人日	1,148 人日

② 在園児対象型以外

【見込み量の考え方】

- すべての家庭類型の0～5歳で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出した値から、1号認定による不定期利用分及び「ベビーシッター」、「その他」分を除いて算出した年間のべ利用数をもとに、延長保育や預かり保育等によって利用に該当していない専業主婦（夫）のニーズを確保することを想定し、見込み量を補正して設定しています。

【確保の方策】

- 本事業は利用が不定期であることから、引き続き利用状況を把握し、施設及び子育て援助活動支援事業により、量の見込みを確保します。

(年間のべ利用数 単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	893 人日	885 人日	866 人日	847 人日	831 人日
一時預かり事業 (在園児対象型)	900 人日	900 人日	900 人日	900 人日	900 人日
子育て援助活動支援事業	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、子どもが病気やケガで幼稚園・保育所等が利用できなかったことがあり、「父親」もしくは「母親」が休んで対応した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育を利用した」、「ファミリー・サポート・センターを利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用した平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 本事業は利用が不定期であることから、引き続き利用状況を把握し、子育て援助活動支援事業の拡大を図ることにより、量の見込みを確保します。

（年間のべ利用数 単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,730 人日	2,671 人日	2,612 人日	2,548 人日	2,517 人日
病児保育事業	900 人日	900 人日	900 人日	900 人日	900 人日
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	—	—	1,800 人日	1,800 人日	1,800 人日

(10) 子育て援助活動支援事業（就学後）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校就学後、放課後の時間に「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人の割合を、推計児童数（小学生）に乗じて算出します。

【確保の方策】

- 利用は不定期でかつ有償であることから、事業の周知及び提供会員数の拡充を図ることにより、量の見込みの確保を図ります。

（年間のべ利用数 単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（就学後）	485 人日	472 人日	465 人日	457 人日	446 人日
確保の方策	485 人日	472 人日	465 人日	457 人日	446 人日

(11) 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績から実施率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 対象となる妊婦が利用しやすい方策を検討するとともに、量の見込みに対する受診体制を確保します。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（就学後）	506人	496人	486人	475人	465人
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。

今後も市が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。